

第 I 編 鎌倉市がめざす緑

第 I 章 都市特性と緑の現況

1-1 都市特性

1-2 鎌倉市の動向

1-3 緑の基本情報

1-4 緑の有する7つの機能

1-5 機能別に見た緑の現況

- 1) 歴史文化を守る緑
- 2) 安全安心をもたらす緑
- 3) 環境負荷を和らげる緑
- 4) 生き物を育む緑
- 5) 交流とふれあいを広げる緑
- 6) 美しい景観をつくる緑
- 7) 暮らしを支え豊かにする緑

1-6 緑の保全評価

1-7 緑を取り巻く課題



タチツボスミレ

第1章

都市特性と緑の現況

1-1 都市特性

(1) 人口約17万人の都市

○本市の人口は、平成元年(1989年)から平成10年(1998年)まで減少が続き、その後は増加に転じて平成22年(2010年)には174,000人台に達したものの、以降は再び減少傾向が見られます。なお、令和2年(2020年)時点の人口は約173,000人で、前年より約700人の増加となっています。(図1-1)

○年齢区別の構成では年少人口(0~14歳)が11.5%、生産年齢人口(15~64歳)が57.4%、老年人口(65歳以上)が31.1%で、これを10年前と比較すると年少人口が0.6%(約1,200人)減少、老年人口が4.4%(約6,200人)増加しており、少子化・高齢化の進行が見られます。

(図1-2)

○平成31年(2019年)3月時点で行った市の将来人口推計では、令和12年(2030年)の本市の人口は約163,400人、令和17年(2035年)の人口は約159,800人に減少すると推計されています。

(2) 緑豊かな住宅都市としての土地利用

○土地利用の状況は、樹林地・農地・原野等の自然的土地利用地が37.4%、住宅系用地・工業計用地・道路等の都市的土地利用地が62.6%で、樹林地を主体とする自然的土地利用地が市域の約40%を占めています。

○都市的土地利用地では、住宅系用地が市域の約32%を占めており、その約半分が豊かな緑を持つ低層の住宅が主体となった土地利用となっています。

○都市的土地利用地には、自然的環境を有する「鎌倉広町緑地」・「鎌倉中央公園」・「散在ガ池森林公園」をはじめとする都市公園用地(約133.3ha)が、公共空地の一部として含まれています。

○緑地や公園と住宅の緑が一体となって、緑豊かな住宅都市の環境が形成されています。

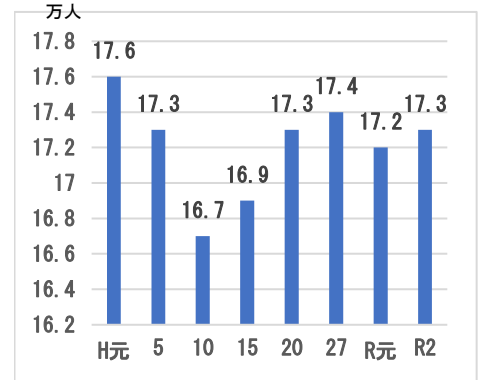


図1-1 鎌倉市の人口の推移
令和2年度(2020年度) 鎌倉市人口統計

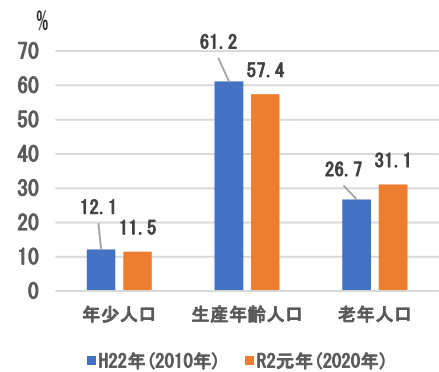


図1-2 鎌倉市の年齢構成の推移
令和元年度(2019年度) 鎌倉市人口統計

表1-1 鎌倉市の土地利用分類別面積

土地利用	面積(約ha)	構成(%)
農地	119.1	3.0
樹林地(山林)	1,231.7	31.2
河川・水面・海浜	127.1	3.2
自然的土地利用地	1,477.9	37.4
住宅用地	1,282.2	32.4
商業・業務用地	94.8	2.4
工業用地	83.8	2.1
公共空地	143.7	3.6
民間空地	45.3	1.2
その他	825.3	20.9
都市的土地利用地	2,475.1	62.6
計	3,953.0	100.0

平成28年度(2016年度) 都市計画基礎調査

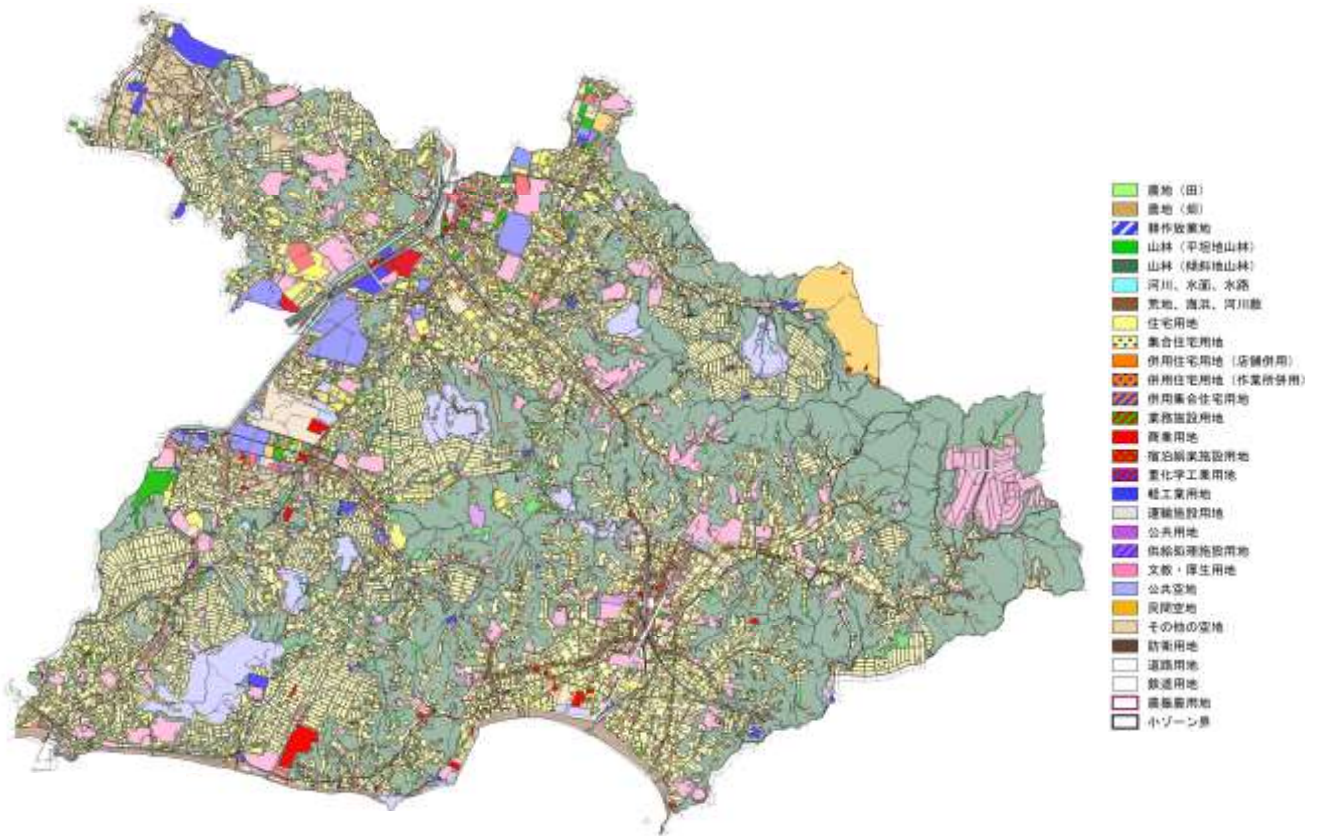


図 1-3 鎌倉市の土地利用現況(平成 28 年度(2016 年度)都市計画基礎調査)

(3) 豊かな自然をもつ

○本市は多摩丘陵の南端及び三浦丘陵の北部の両丘陵の結節点に位置し、広域的な緑のネットワーク上、重要な位置にあります。(図 1-4)

○滑川、柏尾川沿いの沖積地^{※1}、市内の大部分を占める丘陵地、関谷方面に広がる洪積台地^{※2}で構成される、起伏に富んだ地形を持っています。(図 1-5)

○大小様々な谷戸^{※3}地形が組み合わさり、滑川・柏尾川・砂押川などの河川流域を形成し、源流域から河口までの完結する複数の水系を持っています。

○地形・水系によって制約を受け、ヒューマン・スケール^{※4}のまち並みが形成されています。



図 1-4 広域的な緑のネットワーク上における本市の位置

※1 沖積地とは、主に河川の堆積作用で形成された平野をいいます。
 ※2 洪積台地は、更新世に形成された平坦地が隆起してできた地形をいいます。
 ※3 谷戸とは、丘陵地・台地が河川などによって侵食され、形成された谷状の地形をいいます。
 ※4 ヒューマン・スケールとは、人間的な尺度に合った広がりを持つ空間をいいます。

(5) 古都の歴史的風土

○本市は京都市・奈良市と並ぶ日本を代表する古都であり、多くの歴史的遺産、文化財等が背後の丘陵樹林地と一体をなして存在し、特色ある歴史的風土を形成しています。

○市域の約 25%が歴史的風土保存区域に指定・保存されており、歴史文化都市としての特性が受け継がれています。

(6) 豊かな自然と魅力ある景観

○本市は、山・海の豊かな自然環境と魅力ある景観資源を有しています。

○都市化が進行する中であっても、丘陵尾根部には二次林を主体とする樹林地が広がり、水系の水辺環境や谷戸の自然と結びついて、多くの動植物が生息・生育する自然環境が維持されています。

○丘陵尾根部から市街地を包み込む形で延びる緑地が、山懐に抱かれた落ち着きのある景観を生み、海に開けた地形と美しい海浜が、開放的で明るい都市のイメージを形成しています。

(7) 日本有数の観光都市

○社寺や公園、海浜など豊かな観光資源を持つ本市には、平成 31 年(2019 年)で年間約 1,900 万人の観光客が訪れており、我が国有数の観光都市としての特性を有しています。



古都の歴史的風土(鶴岡八幡宮と背後の樹林地)



豊かな自然環境(浄明寺緑地 浄明寺)



鎌倉広町緑地



海水浴を楽しむ人々(由比ヶ浜海岸)

1-2 鎌倉市の動向

(1) 鎌倉時代～江戸時代

- 相模湾に面した温暖な土地には古くから人々が暮らし、旧石器時代の石器が大船地域から発見され、また、縄文時代や弥生時代の遺跡も市内各地で確認されています。
- 御成小学校敷地から奈良時代の郡の役所跡と思われる遺跡が発見されていることから、奈良時代当初に行政単位の「鎌倉」が成立していたと思われます。
- 鎌倉幕府開府(12世紀末)により、鎌倉が京都と並び政治、経済、文化の中心として、約250年の間繁栄しました。
- この時期のまちづくりにより、今日の都市構造の基本的な形がつけられました。

年代	鎌倉市の動向
1180年	源頼朝が鎌倉を本拠地と定め、大路・小路を整備するなどのまちづくりを行った。
1192年	源頼朝が朝廷から征夷大将軍に任ぜられる。
鎌倉時代	若宮大路を中心としたまち並みや前浜の整備、建長寺・円覚寺の建立、街道・切通しの整備などが行われ、今日の都市構造の基本的な形が造られた。
1333年	鎌倉幕府滅亡
1512年	後北条氏が玉縄城を築城
江戸時代中期	静かな農漁村であったが、多くの古寺を有する観光地として人々が訪れていた。

(2) 明治時代～昭和初期

- 江戸時代には静かな農漁村であった鎌倉は、明治維新後に、観光対象としての史跡名勝の地としてだけではなく、保養地としての鎌倉も大きな存在を示し、鉄道の整備などにより発展します。
- 大正時代になると、別荘の地として多くの文人・文士が住み、この頃から現在も残る、いわゆる洋風建築物が建てられるようになりました。

年代	鎌倉市の動向
明治17年(1884年)～45年(1912年)	良好な保養地として紹介されたことや、横須賀線・江ノ電の開通により、まちが発展した。
大正期～昭和初期	別荘の地・観光の地として多くの文人が住み、観光客が訪れるようになった。この時期、鎌倉山が別荘地として開発された。 大正12年(1923年)に関東大震災が発生し、倒壊・火災・津波による大きな被害が発生した。
昭和14年(1939年)	当時の鎌倉町と腰越町が合併するかたちで鎌倉市制が施行され、昭和19年(1944年)には市制記念日(毎年11月3日)が制定された。
昭和23年(1948年)	深沢村と大船町を編入し、現在の鎌倉市が成立した。

(3) 昭和時代

- 昭和35年(1960年)頃から「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地ブームが始まり、七里ガ浜、今泉などの大規模な宅地造成により樹林地が減少し、都市構造が大きく変化しました。
- 鶴岡八幡宮裏山に宅地化の波が押し寄せ、鎌倉の文化人や多くの市民等による古都を守ろうとする大きな力は、古都保存法^{※1}制定の契機になりました。(御谷騒動)

※1 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

年代	鎌倉市の動向
昭和 30 年代	東海道線沿いに工場を誘致したことや、丘陵地への宅地開発が活発化したことで、内陸部を含め市街地が急速に拡大した。
昭和 40 年代	この開発の波が鶴岡八幡宮の裏山にあたる御谷にまで広がったことで、市民の開発反対運動が広がった。

○鎌倉の都市構造の上で、古都保存法が適用されない緑地での大規模開発計画が新たな課題となりました。

○昭和 30 年代に造成された丘陵の住宅地にも、多くの緑が見られるようになりました。

年代	鎌倉市の動向
昭和 50 年代	湘南モノレールの開発などを受けて丘陵地への宅地開発が広がり、市域全体に市街地のスプロール化が進行して緑地が大幅に減少した。 この時期に、台峯・広町に対する開発の動きも始まった。 市街化区域内の大規模緑地である台峯・広町の開発の動きが本格化し、開発反対運動が広がる。
昭和 51 年(1976 年)	第 1 次鎌倉市総合計画を策定した。
昭和 60 年代	昭和 60 年代は、バブル経済により投機的な開発圧が高まりを見せた。 昭和 61 年(1986 年)に、第 2 次鎌倉市総合計画を策定。

(4)平成時代以降

○平成 6 年(1994 年)の都市緑地保全法改正により、市町村が「緑の基本計画」を定めることができるようになったことから、平成 8 年(1996 年)に本市は全国に先駆けてこれを策定しました。

○「緑の基本計画」の実現に向けた施策の推進により、三大緑地や都市環境を支える緑地の保全などに大きな成果を得ています。

○緑の側面から見た本市の変遷は、緑の確保に向けた取組の歴史でもあり、着実に緑地保全に係る法制度の適用等を進めたことが、現在の緑豊かな都市の姿に結びついています。

表 1-2 緑の基本計画に関連する市の動向

年	市の動向
平成 8 年(1996 年)	・ 第 3 次鎌倉市総合計画を策定
平成 9 年(1997 年)	・ 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定
平成 10 年(1998 年)	・ 市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会を設置 ・ 鎌倉市都市マスタープランを策定
平成 19 年(2007 年)	・ 鎌倉市景観計画を策定
平成 20 年(2008 年)	・ 「鎌倉市のみどり」を公表 ・ 鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を策定
平成 25 年(2013 年)	・ 鎌倉市風致地区条例を制定
平成 27 年(2015 年)	・ 鎌倉市都市マスタープランの改定 ・ 歴史的風致維持向上計画を策定
平成 28 年(2016 年)	・ 第 3 期環境基本計画・地球温暖化対策地域実行計画を策定
平成 30 年(2018 年)	・ 「SDGs 未来都市かまくら」が「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定
令和元年(2019 年)	・ 台風 15 号、19 号による崖崩れや倒木被害の多発
令和 2 年(2020 年)	・ 第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画を策定 ・ 気候非常事態宣言を表明

1-3 緑の基本情報

(1) 緑の状況

- 平成 28 年度(2016 年度)時点の本市の緑の面積^{※1}は約 1,650ha で、市域面積の約 40%を占めています。
- 樹林地は、緑の主体をなしており、緑の面積の約 74%を占めています。この樹林地は、丘陵山頂の天台山一帯から続く複数の尾根沿いに延びており、鎌倉・大船・腰越・深沢地域の各地域の市街地を包み込む形で分布しています。玉縄地域では、住宅地と混在する形で小規模な樹林地が分布しています。
- 農地は、玉縄地域の関谷地区にまとまって存在する他、市街化区域や市街化調整区域に小規模な農地が点在している状況です。
- 海岸は、鎌倉地域の材木座海岸から腰越海岸にかけて、美しい自然海浜が約 7 kmにわたって続いており、動植物の貴重な生息・生育空間にもなっています。
- 市街地の緑については、風致地区制度による緑化指導を積み重ねてきた成果として、谷戸部や丘陵住宅地の風致地区では緑の多いまち並みが形成されている一方で、大船駅一帯や柏尾川沿いでは緑が少ない市街地が見られます。

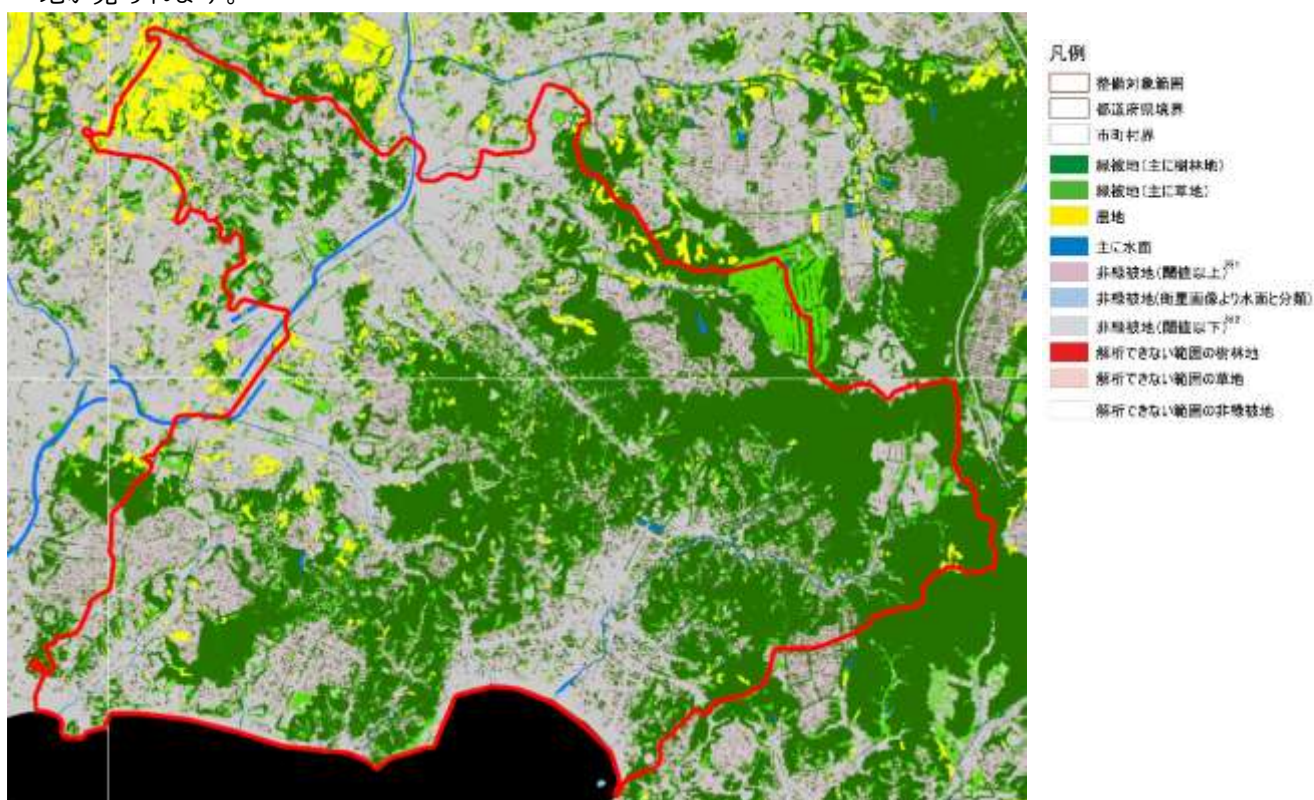


図 1-7 緑の分布図

国土交通省「平成 18 年度大都市圏における水循環と緑の回復に関する都市環境インフラ再生推進調査」において作成した緑被分布図

緑被分布図,国土交通省都市・地域整備局,2007

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 5000(土地利用)及び数値地図 2500(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号平 19 総使、第 450 号)

衛星画像で解析できない範囲:元データ (株) デジタル・アース・テクノロジー 所有(衛星画像で解析できない範囲は凡例色を赤系統で表示)

衛星画像で解析できない範囲以外:元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution

※1 表 1-1 平成 28 年度(2016 年度)都市計画基礎調査(P12) 土地利用における自然的土地利用地と公共空地の内の都市公園、民間空地の内のゴルフ場の合計面積

(2) 緑地保全の法制度適用を受ける緑地の状況

○市域の緑に対しては、法令等（古都保存法、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地法等）に基づく様々な緑の制度による地域・地区が指定され、自然的環境を保全しています。

○これらの制度の適用は、土地所有者の方の協力を得て実施しています。

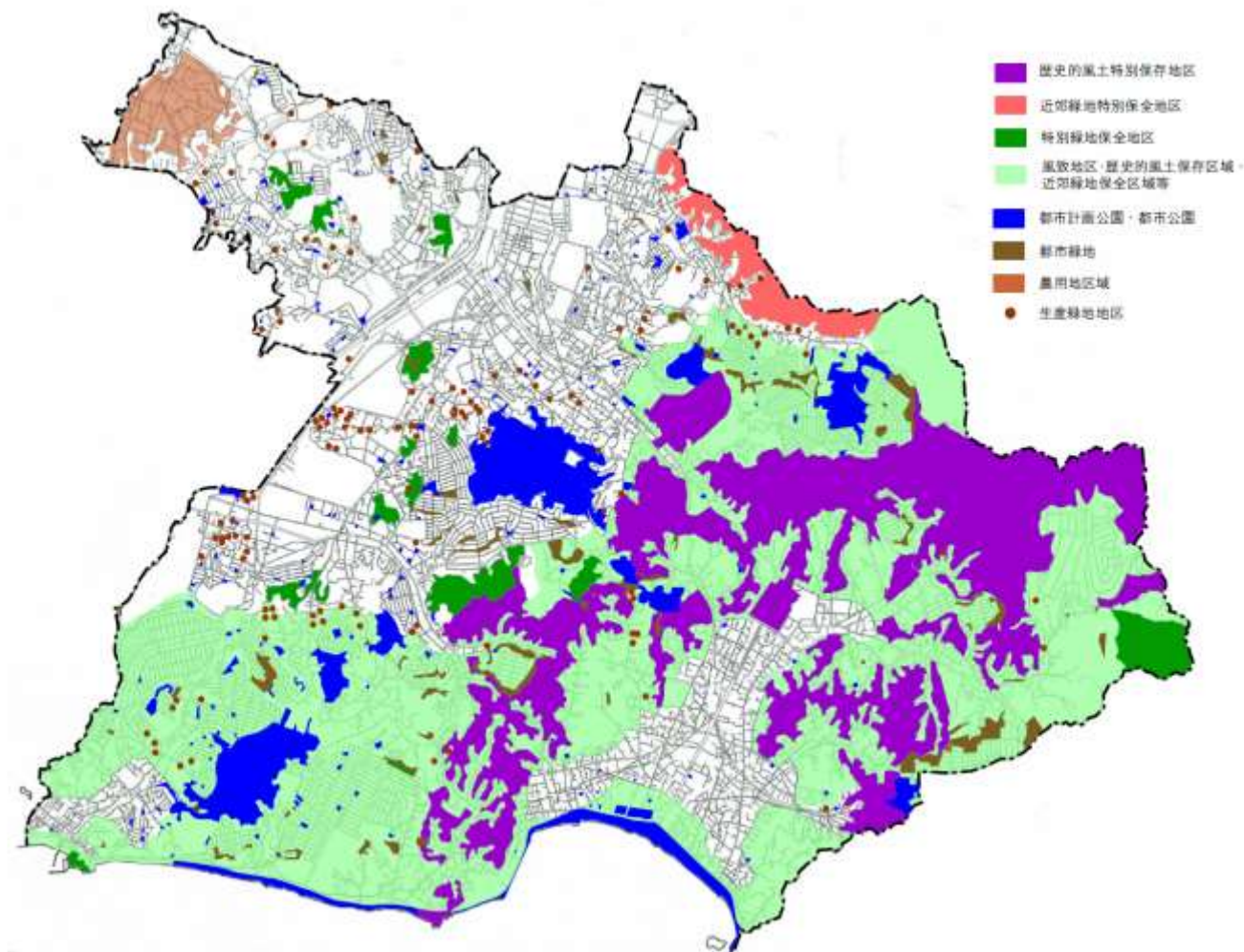


図 1-8 主な緑地保全制度の指定区域及び都市公園の整備区域



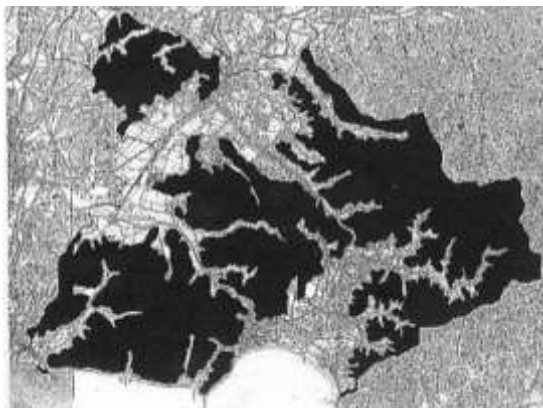
扇ガ谷付近の歴史的風土保存区域の緑地



円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の緑地(今泉台)

○本市の樹林地面積は、昭和 37 年(1962 年)当時は約 1,900ha(市域面積の 48%)程度存在していたと考えられますが、開発によって大きく減少し、平成 2 年(1990 年)には約 1,400ha(市域面積の 36%)にまで急激に減少しました。

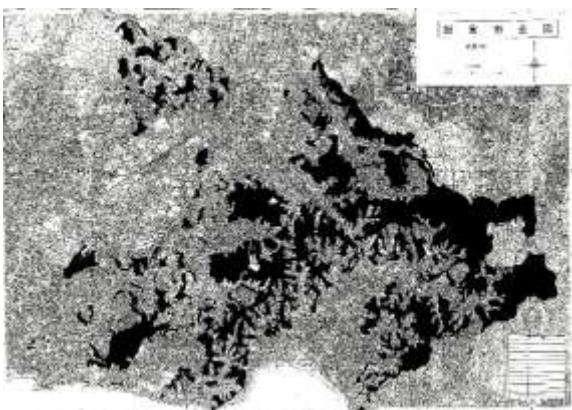
その後は緑の保全制度の適用が進んだことなどから減少に歯止めが掛り、平成 2 年(1990 年)と平成 28 年(2016 年)との比較では、大きな変化は見られません。



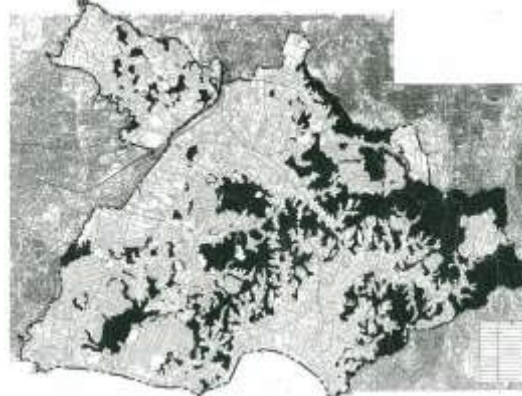
昭和 37 年(1962 年)
樹林地面積 約 1,900ha(市域の約 48%)



昭和 48 年(1973 年)
樹林地面積 約 1,600ha(市域の約 40%)



平成 2 年(1990 年)
樹林地面積 約 1,400ha(市域の約 36%)



平成 28 年(2016 年)
樹林地面積 約 1,284ha(市域の約 32%)
(鎌倉市の統計 森林面積(県森林再生課))

図 1-9 鎌倉市の樹林地面積の推移

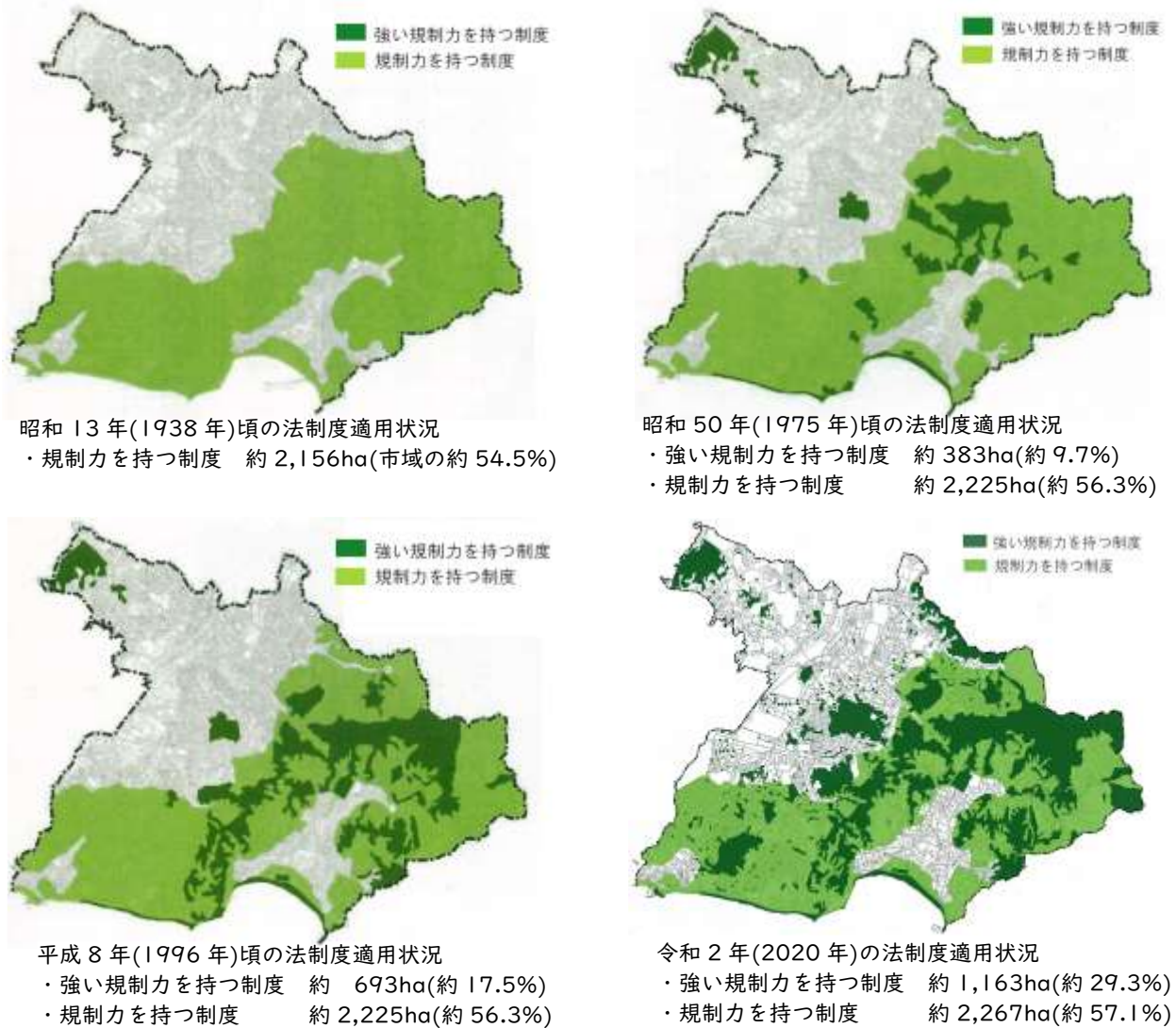
表 1-3 緑地保全制度の概要と面積①

地域制緑地・都市施設	箇所	面積 (約 ha)	制度の趣旨	規制力
歴史的風土保存区域	5	989 (逗子市分約 6.8ha 含む)	日本を代表する古都の歴史文化資源が、周囲の自然的環境と一体をなしている土地の環境を保存する制度	緩やか
歴史的風土特別保存地区	13	573.6	歴史的風土保存区域の風土の保存上、特に重要な地区に適用される制度	強
近郊緑地保全区域	1	294	首都圏の近郊整備地帯に位置し、良好な自然環境が相当規模の広さで存在する土地の自然的環境を保全する制度	緩やか
近郊緑地特別保全地区	1	131	近郊緑地保全区域の自然環境の保全上、特に重要な地区に適用される制度	強
風致地区	1	2,194	都市の良好な自然的景観を形成している区域の風致を維持する制度	緩やか
特別緑地保全地区	11	49.4	都市内の良好な自然的環境を現状凍結的に保全する制度	強
保安林	—	171	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため指定される制度	強

注)「強」は現状凍結的保全等の強い規制力を有する制度、「緩やか」は保全の規制力は有しつつも一定の開発行為等を許容している制度

○緑の保全に係る制度には、現状凍結的な強い規制力を有する制度と、保全の規制力は有しつつも一定の開発行為等を許容している制度があります。(表 1-3 ①及び②のとおり。)

本市ではこれまで、緑の保全制度を適用する区域の拡大に取り組んできており、令和 2 年(2020 年)現在でのこの制度の指定面積は約 2,267ha(市域面積の約 57%)に達しています。



強い規制力を持つ制度は、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区、農用地区域、都市計画決定又は供用している都市公園・都市緑地で、一部は規制力を持つ制度と重複。規制力を持つ制度は、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、風致地区。

図 1-10 緑地保全に係る制度適用の推移

表 1-3 緑地保全制度の概要と面積②

地域制緑地・都市施設	箇所	面積 (約 ha)	制度の趣旨	規制力
都市公園	254	186.5	都市計画法に基づき、都市施設として計画決定する公園	強
農用地区域	1	46.9	長期にわたる農業上の利用を確保する制度	強
生産緑地地区	135	17.1	良好な都市環境を確保するため、市街化区域内農地の計画的な保全を図る制度	強
緑地保全推進地区	7	36.4	市の条例に基づき、歴史文化的環境の確保や健全な生態系の保持、防災・減災等を目的に緑地の保全を図る制度	緩やか
保存樹林	—	241.5	良好な樹林等の保全を目的として指定する制度	緩やか
緑地保全契約	120	53.1	良好な樹林等の保全を目的として指定する制度	緩やか
市民緑地契約	1	0.5	都市緑地法に基づき、土地所有者と市民緑地契約を取り交わし身近な自然とのふれ合いの場を確保する制度	強

(3) 都市公園等の整備・管理の状況

■ 整備の状況

○令和2年(2020年)現在の本市の都市公園整備面積は約186.5haで、市民1人当たりの整備量は10.8㎡/人となっています。

○都市公園整備量は、当初計画時の平成7年(1995年)の約55.5ha、前回改訂時の平成22年(2010年)の約99.7haと比べて大きく伸びており、鎌倉広町緑地など、大規模な都市公園の整備や開発事業に伴う提供公園の供用開始により、過去10年間で約86.8ha増加しています。

○市民1人当たり整備量も平成23年(2011年)と比べて大きく増大し、全国平均の10.6㎡/人(平成31年(2019年)3月)を上回る水準に達すると同時に、都市公園法施行令で示された標準10㎡/人を上回りました。今後、人口減少が進むにつれて、市民1人当たりの整備量は更に増加すると考えられます。

○市民の身近な利用に供する公園として、街区公園236箇所、近隣公園2箇所を設置しています^{※1}。

○地域に残された希少な自然環境を保全するため、都市公園法に規定する都市緑地の整備や、丘陵・海浜の豊かな自然資源を活かした公園整備に取り組んできました。

このような環境を持つ地区公園2箇所、総合公園1箇所、風致公園5箇所、都市緑地7箇所、都市林1箇所を供用開始しています。

また、歴史文化資源である史跡永福寺跡等の整備公開や、景観重要建造物等と一体となった歴史文化とのふれあいの場づくりに取り組んでいます。



図 1-11 都市公園整備量の推移

表 1-4 都市公園等の整備状況

公園種別		箇所数 (箇所)	面積 (約 ha)	整備水準 (㎡/人)
住区基 幹公園	街区公園	236	21.7	1.3
	近隣公園	2	1.39	0.1
	地区公園	2	15.4	0.9
	小計	240	38.49	2.2
都市基 幹公園	総合公園	1	6.98	0.4
基幹公園計		241	45.47	2.6
風致公園		5	69.1	4.0
都市緑地		7	6.92	0.4
都市林		1	48.0	2.8
都市公園計		254	169.49	9.8
児童遊園等		31	3.5	0.2
施設緑地合計		285	172.99	10.0

令和3年(2021年)4月1日現在



鎌倉広町緑地(腰越)



市街地の身近な公園(山崎打越公園 山崎)

※¹ 公園の種別については第4章 4-5 制度・事業の内容と方針「都市公園等の整備」を参照

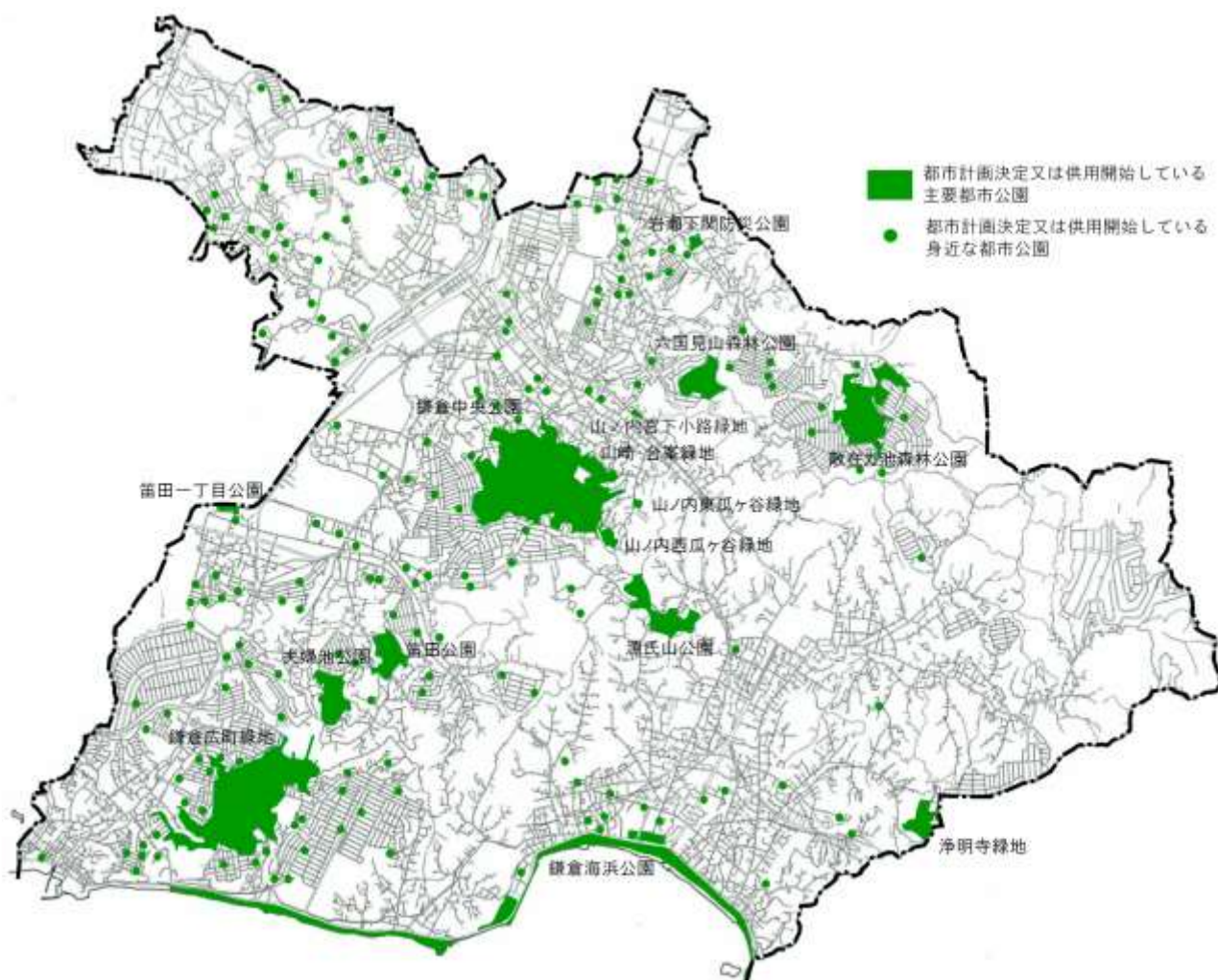


図 1-12 都市公園等の配置状況

■管理の状況

- 都市公園の管理運営の質的向上を図るため、平成 18 年度(2006 年度)から指定管理者制度を導入しており、令和 3 年(2021 年)4 月現在、254 箇所、約 169.5ha の都市公園が指定管理者により管理されています。
- 市民の身近な街区公園等に対しては、約 7 割の公園において、地域住民で構成される公園愛護会が清掃や除草、花苗植え付けなどの活動を行っています。
- 児童遊園や青少年広場を都市公園に準じたオープンスペースとして管理しています。
- 市有緑地に対しては、令和元年度(2019 年度)に 139 箇所、約 116ha の緑地を対象として「鎌倉市緑地維持管理計画」を策定し、枯損木・倒木・隣接地への越境枝等に対する管理を行っています。
- 街路樹に対しては、20 の街路樹愛護会が、36 の路線で清掃及び除草などの活動を行っています。

(4) 緑に対する市民意識

○令和元年度(2019年度)の市民意識調査では、本市が豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに、「市民が緑とふれあえるまち」と感じているかの問いに対して「とてもそう思う」が15.4%、「少しそう思う」が45.3%で、肯定的意見が約61%となっています。

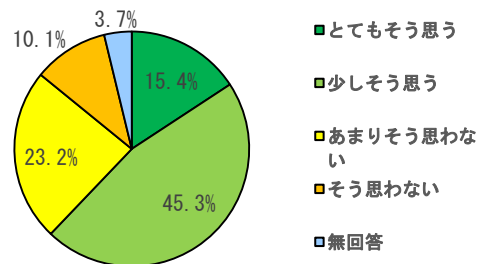


図1-13 「緑とふれあえるまちか」について (令和元年度(2019年度)鎌倉市市民意識調査)

○令和元年度(2019年度)の市民意識調査では、「都市公園等の整備・管理(地域特性や利用者ニーズに対応した都市公園等を整備・管理するため、さまざまな公園の整備、適正な管理、公園施設の老朽化への対応、緑地の適正な管理などに取り組みます。)」に対して、「もっと力を入れるべき」と回答した市民の割合が、平成26年度以降に増加している傾向があります。

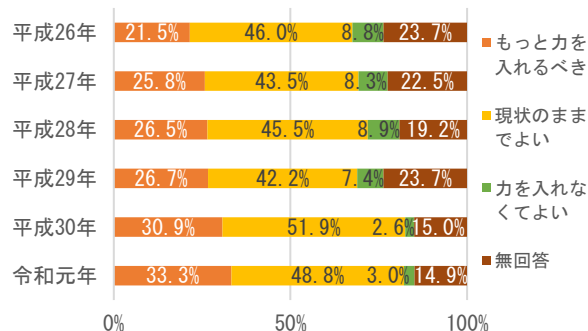


図1-14 「都市公園等の整備・管理」について (平成26～令和元年度(2014～19年度)鎌倉市市民意識調査)

○「これからも住み続けたいか」の問いに対しては、「住み続けたい」が86.9%を占めており、その理由の2番目に「緑や自然環境が豊か」(25.1%)が挙げられています。

■鎌倉に住み続けたい理由

①住み慣れていて愛着がある	43.3%
②緑や自然環境が豊か	25.1%
③子育て環境	1.6%
④災害に対して安全	1.6%

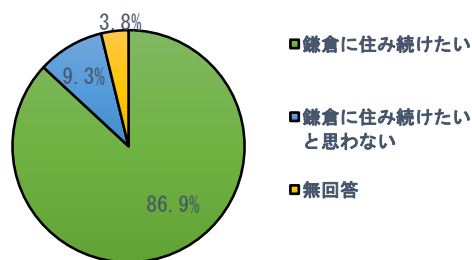


図1-15 「鎌倉に住み続けたいか」について (令和元年度(2019年度)鎌倉市市民意識調査)

○令和2年度(2020年度)に緑の基本計画の見直しのために行った、「緑についての市民からの意見募集」では、「樹林地や樹木の保全・管理の必要性」についての意見が最も多く寄せられました。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・防災の視点からの緑地保全が必要 | ・湿地の適切な維持管理が必要 |
| ・樹林地の管理・伐採が必要 | ・公園の木々の維持管理の体制を考える |
| ・緑の多い公園を増やす | ・ハイキングコースの整備 等 |

○令和元年度(2019年度)に都市公園の再編整備のために行った「公園の利用に関する市民意識調査」では、身近な公園を「利用されている」が約56%「利用されていない」が約44%でした。

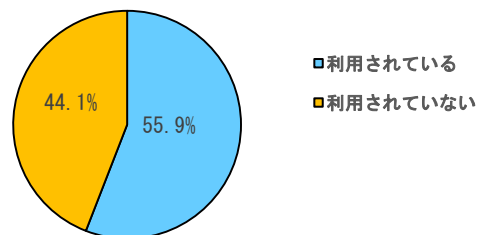


図1-16 「身近な公園の利用」について (令和元年度(2019年度)公園の利用に関する市民意識調査)

○これらの結果から、本市には緑が豊かで身近にふれあえると思う人が多くいる一方で、維持管理に課題があること、公園利用者は約半数にとどまることなどが分かります。

(5) 市民の緑に対する活動の状況

○昭和39年(1964年)に発足した、我が国初のナショナルトラスト団体と言われる(公財)鎌倉風致保存会が、現在は、緑の市民団体の草分けとして、緑地保全管理やイベントの開催など幅広い活動を実施しています。

○公共の緑である身近な公園・街路樹・市民緑地の維持管理・育成を目的とする愛護団体が結成されており、令和元年度(2019年度)現在では110団体に達しています。

○連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)、及び自然への意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成しています。

○NPO法人等による活動も広がりを見せており、自然環境保全・景観保全・歴史的遺産保存などをテーマとする幅広い活動が展開されています。



風致保存会 山林の管理活動(御谷 雪ノ下)



農地の復元実践活動(関谷)



生活空間の緑の管理活動
(砂押川プロムナード 大船)



市民緑地の管理活動
(玉縄城緑地愛護会 植木)

1-4 緑の有する7つの機能

一般に、都市の緑が持つ機能には、防災・減災、環境負荷低減、生物多様性保全、交流ふれあい活動、景観形成、暮らしの快適性等がありますが、本市においては都市特性からも「歴史文化を守る機能」も重要な機能として挙げられます。

本計画では、こうした緑の持つ諸機能を、グリーンインフラとしてどのように活かしていくかという観点で、緑のあり方を検討しています。

1 歴史文化を守る



社寺・史跡・遺跡等の歴史的遺産、文化財等は、庭園や境内地の樹林、周囲の自然的環境などの緑と一体性を持つ良好な景観を形成することで親和性が増し、その存在価値が高くなります。

2 安全安心をもたらす



火災の延焼を遅延・防止する他、災害時の避難場所となります。
雨水流出量を調整し土砂災害や洪水・浸水被害を防止するなど、防災・減災に役立ちます。

3 環境負荷を和らげる



緑陰の提供、気温の調節、大気汚染の改善などに寄与します。
二酸化炭素を固定・吸収し、地球温暖化の防止やヒートアイランド化の緩和に寄与します。

4 生き物を育む



野生生物の生息・生育環境をつくり、生物多様性保全の基盤を形成します。

6 美しい景観をつくる



地域固有の美しい風景、良好なまち並み景観を形成します。
新たな都市の魅力を創出し、地域の活力を高めます。
特色ある歴史文化や自然景観は、多くの人々を引き付ける観光資源となります。

5 交流とふれあいを広げる



コミュニティ活動、休息、子供の遊び、健康スポーツ、自然とのふれあいなど、市民の様々な交流活動の場となります。

7 暮らしを支え豊かにする



潤いのある生活環境の基盤となり、暮らしの快適性を高めます。
農地は新鮮な農作物を生み出し、人々の生活を支えます。

1-5 機能別に見た緑の現況

1) 歴史文化を守る緑

○中世を中心とした歴史的建造物と周囲の自然的環境が一体性をもって保存されている本市の歴史的風土は、日本を代表する歴史的遺産、文化財等としての価値を有しています。

①現況

■古代から、近代にかけての豊かな歴史的遺産、文化財等の存在

○本市には、歴史的建造物や史跡など、歴史的な遺産がコンパクトな都市空間の中に凝集し、周囲の自然環境に溶け込んで風格のある歴史的風土を形成しています。

○多くの社寺や歴史的遺産、文化財等が存在する鎌倉地域を中心とした区域に対しては、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域を指定することにより、普遍的な価値を有する古都の歴史的風土が一体的に保存されています。

○文化財保護法等に基づき、主な歴史文化資源として、42件の史跡(社寺境内地・切通・寺院跡・大路・やぐら群等)、3件の名勝(庭園)、32件の天然記念物(社寺境内地内の樹木)が指定されています。

○市域には、鎌倉五山と呼ばれる5つの禅家寺院をはじめ121の寺院と43の神社が立地しており、寺院や神社境内地の緑が守られています。

○本市は、明治期以降数多くの華族・文化人・政財界人などが別荘を構えた土地であり、これらの人々の旧居やゆかりの場所が各所に見られます。別荘の庭が残っているところもあります。

○市域の約7割が文化財保護法に基づく史跡・周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、中世都市遺構を中心とする遺跡が数多く存在しています。

○本市には、中世から近世にかけて庶民の中で传承されてきた鎌倉神楽、潮神楽、面掛行列などの祭事が、豊かな緑地空間の中で今日に受け継がれています。



中世鎌倉模型写真

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館所蔵



歴史的風土保存区域(御谷 雪ノ下)



祭事などの空間を構成する緑地(鎌倉神楽)

②評価

○歴史文化都市としての本市の都市特性は、歴史的遺産、文化財等と結びついた緑を含めて成立しているものであり、緑が歴史的文化的環境の維持に大きく寄与しています。

○市域に分布する社寺境内地は、約5割が歴史的風土保存区域内に立地しており、これらの歴史的建造物と社寺林が鎌倉の歴史的風土の形成に重要な役割を果たしています。

○社寺境内地の多くは、歴史的風土保存区域やそこから延びる丘陵樹林地に沿った位置にあり、歴史文化と緑のネットワークを形成する重要な要素となっています。



報国寺の寺林(浄明寺)

③取組

○国により、平成28年(2016年)に鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。

○県は、平成25年(2013年)に歴史的風土特別保存地区内の買い入れた土地を対象として「古都保存緑地管理指針・県有緑地管理計画」を定め、倒木の危険性のある樹木の伐採など計画的な維持管理を行っています。



旧華頂宮邸(浄明寺)

○歴史的風土保存区域等の地域制緑地内の樹林地を対象に、土地所有者への維持管理の支援策として、樹林管理事業を実施しています。

○第2次一括法の施行に基づき、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を平成26年度(2014年度)に施行し、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を平成28年度(2016年度)に決めました。

○歴史的、学術的に価値のある史跡を守り活用していくため、史跡の指定を進めており、国指定史跡の永福寺跡については発掘調査と環境整備事業を進め、平成29年度(2017年度)から一般公開を開始しました。

○市では史跡の公有地化を進めており、令和3年度(2021年度)現在で対象面積の91.2%の公有地化を達成しています。

○「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を平成27年(2015年)に策定して、歴史的遺産と共生するまちづくりを推進しています。

○本市は、平成28年度(2016年度)に、文化庁が実施している、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語る「日本遺産」の認定を受けました。

④具体的なグリーンインフラと機能の例

○社寺と一体となった緑により、古都の景観が形成されています。

表 1-5 主な歴史文化資源

種類	種類	資源
国・県・市指定文化財	史跡	寺院境内地(建長寺、円覚寺、寿福寺、浄智寺、浄妙寺(以上鎌倉五山) 等)
		切通(仮粧坂、朝夷奈切通、大仏切通、名越切通、亀ヶ谷坂、巨福呂坂)
		やぐら(百八やぐら、瓜ヶ谷やぐら群、多宝寺跡やぐら群 等)
		その他(鶴岡八幡宮境内、永福寺跡、若宮大路、和賀江嶋、稲村ヶ崎、十一人塚 等)
	名勝	建長寺庭園、円覚寺庭園、瑞泉寺庭園
天然記念物	建造物	コウヤマキ(浄智寺)、シロシダレ(鶴岡八幡宮)、ビャクシン(イブキ)(建長寺) 等
		円覚寺舍利殿、鶴岡八幡宮上宮、建長寺仏殿、光明寺山門、覚園寺本堂、浄光明寺阿弥陀堂 等
周知の埋蔵文化財包蔵地		台山遺跡、大倉幕府周辺遺跡群、今小路西遺跡、佐助ヶ谷遺跡、名越ヶ谷遺跡、長谷小路周辺遺跡、若宮大路周辺遺跡群、村木座町屋遺跡、鎌倉城 等
歴史的風致形成建造物(候補物件を含む)		鎌倉国宝館、鎌倉文学館、旧前田家別邸、旧華頂宮邸、扇湖山荘 等

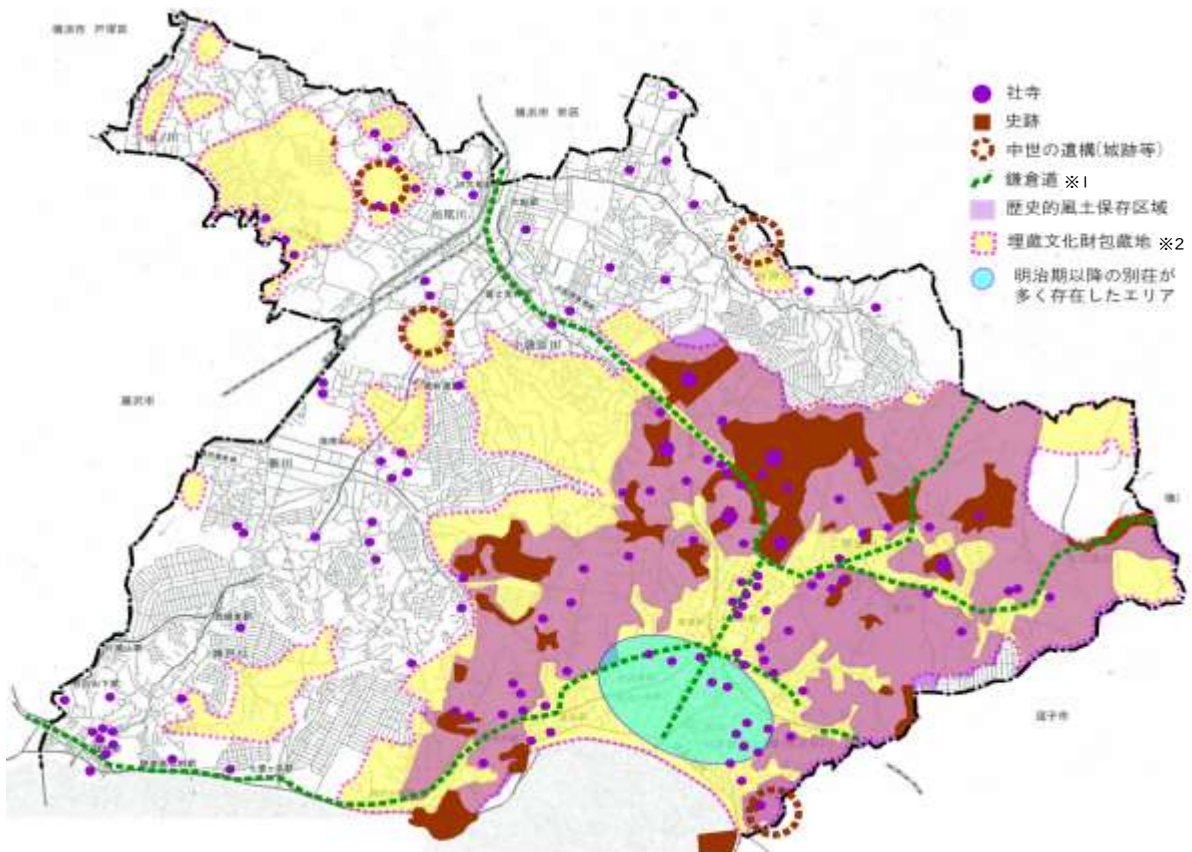


図 1-17 歴史文化資源分布図

※1 鎌倉道は、鎌倉政庁があった鎌倉と各地を結ぶ古道をいいます。鎌倉往還とも呼ばれます。

※2 文化財保護法に基づく史跡・周知の埋蔵文化財包蔵地は、土器等の遺物や貝塚・古墳等の遺跡が埋もれており、埋蔵文化財の存在が知られている土地をいいます。

2) 安全安心をもたらす緑

- 市域には、樹林地・農地・河川・都市公園など、市街地の延焼防止機能を持った多くの緑が存在しており、都市公園の一部は災害時の広域避難場所となっています。
- 気候変動に伴う災害リスクの高まりの中で、適切に維持管理された樹林地は、豪雨時等に洪水を調節し、土砂の流出を防ぐなど、自然災害の発生を防ぐ役割を果たします。
- 本市の歴史的風土保存区域の大部分が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域と重なっているほか、樹林地には傾斜が急な地形の場所が多くあります。

(1)地震・津波・浸水災害

①現況

■災害時の避難場所となる緑・オープンスペース

○地震発生時等に利用できるよう、市では市内各所に避難所を指定しており、都市公園もその中に含まれています。また、緑は市街地の延焼防止機能を持っており、市内の各所に存在します。

■大規模地震発生の可能性

○本市では大規模地震による被害の発生が懸念されています。今後、発生確率が高く、本市に大きな影響を与えるとして「都心南部直下地震」と「三浦半島断層群の地震」の発生が、神奈川県により想定されています。

○津波災害については、平成27年(2015年)7月に策定した「鎌倉市津波避難計画」で、最高津波高さ、最短津波到達時間、最大浸水面積を想定しています。(図1-18)

これによると、最高津波高さは14.5m、最短津波到達時間は8分で、鎌倉地域から腰越地域の海浜から低地にかけてのほぼ全域が浸水予想区域に含まれています。

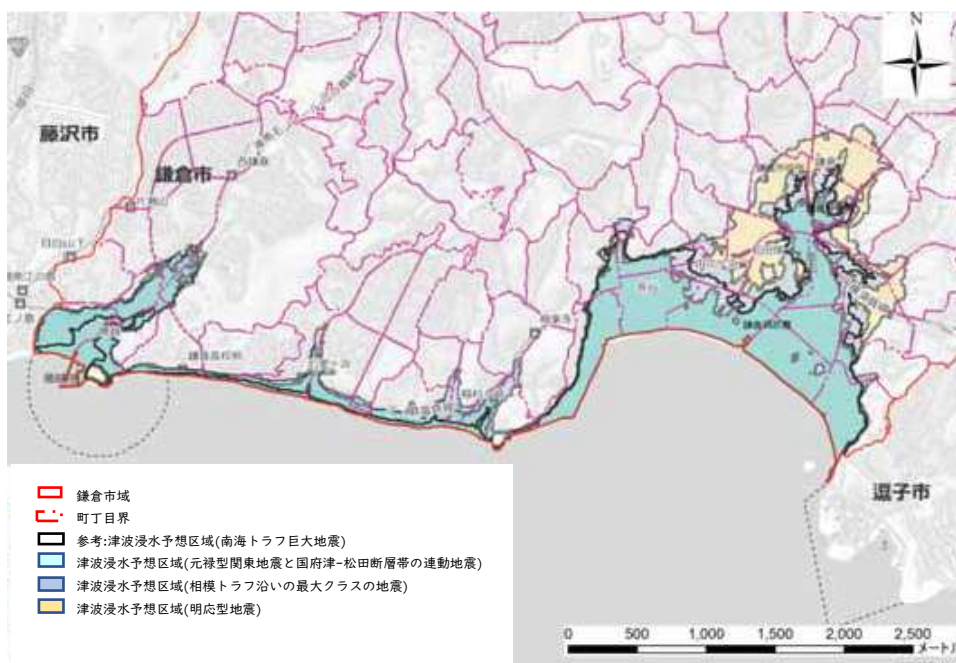


図1-18 津波発生時の浸水予想区域 鎌倉市津波避難計画 平成27年(2015年)7月

②評価

- 大規模火災の延焼防止には、市街地を分節する丘陵山林や市街地内に残る樹林地、生産緑地、河川、市街化調整区域のまとまりのある農地等が大きな役割を果たします。
- 津波襲来時の緊急避難施設(空地)が定められていますが、鎌倉市津波避難計画(平成27年(2015年)7月策定)では、材木座三・五丁目、由比ガ浜四丁目で津波避難施設の充実の必要性が示されています。
- 街区公園の一部は、自主防災組織が定めた集合場所となっていますが、面積要件や立地条件から十分な活用が難しい公園もあります。

③取組

- 地震災害時の市民の避難場所として、18箇所の広域避難場所、25箇所の避難所(ミニ防災拠点)を指定しており、このうち都市公園が3箇所含まれています。
- 津波発生時の市民及び海水浴客等の避難施設として、29棟の避難建築物と、24箇所の避難空地を指定しています。
- 平成27年(2015年)4月に、防災トイレやかまどベンチ等の防災機能を有する防災公園(岩瀬下関防災公園)を供用開始しました。
- (仮称)材木座1号緑地は、津波襲来時の避難場所となるよう、整備を行いました。
- 一部の緑地や都市公園等では、地域の貴重なオープンスペースとして防災倉庫が設置されています。



岩瀬下関防災公園の防災施設(岩瀬)

④具体的なグリーンインフラと機能の例

- 身近な緑地や公園が津波・洪水からの避難場所となります。
- まとまった植栽や空地の存在により、市街地火災の延焼が防止されます。
- 農地や宅地の緑を含め、市街地内の多くの緑が、雨水浸透の促進による浸水防止や、湧水・地下水の保全に寄与しています。



市街地火災の延焼を防止する緑地
(岡本から天神山特別緑地保全地区の眺め)

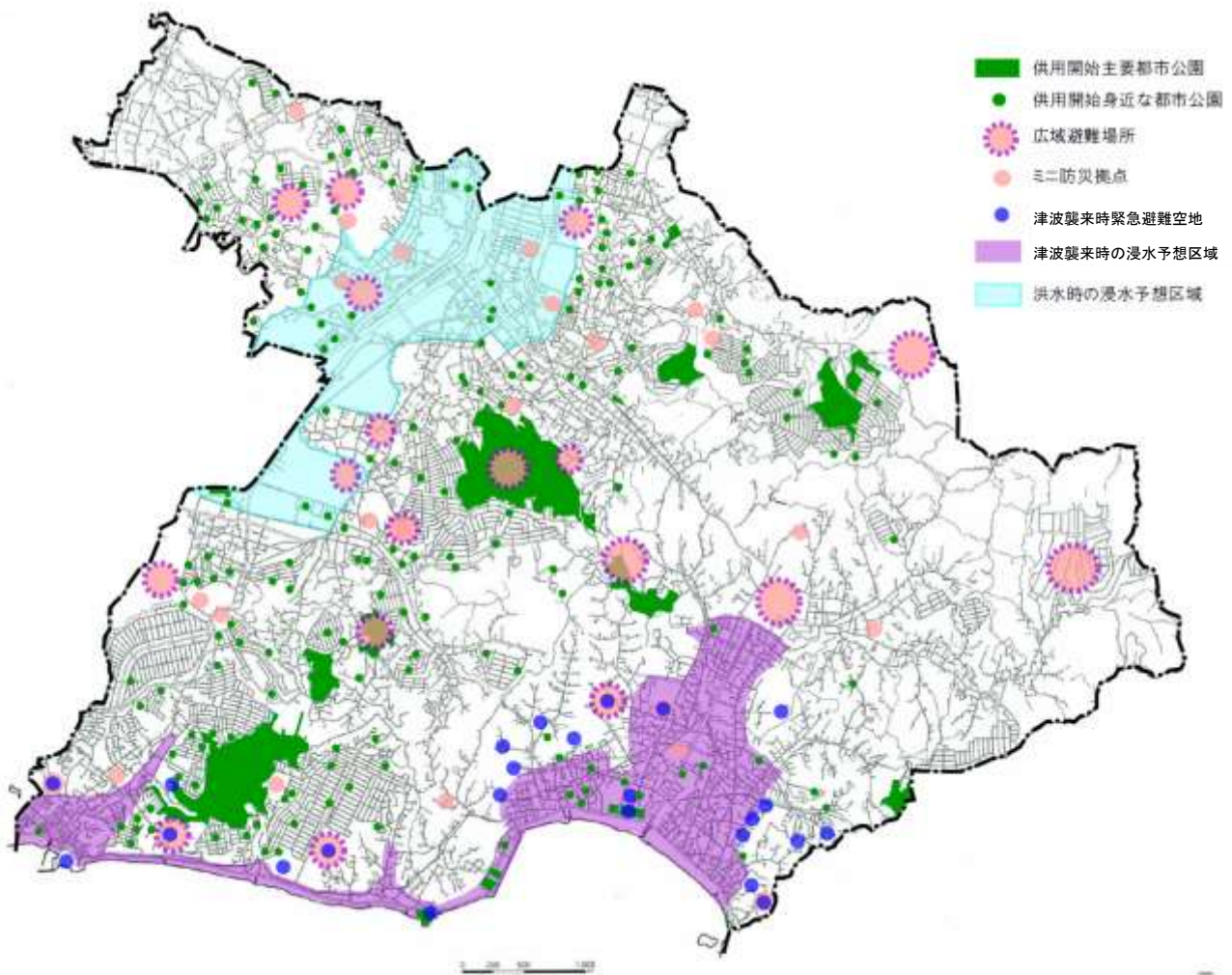


図 1-19 津波浸水・洪水浸水予想区域と避難場所(概ねの位置を示したものです。)

表 1-6 鎌倉市避難場所一覧

区分	場所・施設
広域避難場所	鎌倉霊園、鶴岡八幡宮・横浜国大附属鎌倉小・中学校、源氏山公園・葛原岡神社、御成中学校、七里ガ浜ゴルフ場、県立鎌倉高等学校、東レ基礎研究センター、深沢多目的スポーツ広場及び周辺、深沢中学校、笛田公園、北鎌倉女子学園グラウンド、富士塚小学校、玉縄中学校・県立大船フラワーセンター、清泉女学院、栄光学園、鎌倉カントリークラブ、鎌倉中央公園、鎌倉女子大学大船キャンパス
ミニ防災拠点	(鎌倉地域)第一小学校、第二小学校、稲村ヶ崎小学校、第一中学校、御成中学校、御成小学校、第二中学校、(腰越地域)腰越小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、腰越中学校、(深沢地域)深沢小学校、山崎小学校、富士塚小学校、深沢中学校、手広中学校、(大船地域)小坂小学校、大船小学校、今泉小学校、大船中学校、岩瀬中学校、(玉縄地域)玉縄小学校、関谷小学校、植木小学校、玉縄中学校
津波襲来時緊急避難施設 (避難空地)	(大町・材木座)妙本寺、来迎寺、光明寺、長勝寺、実相寺、第一中学校、名越クリーンセンター、紅谷旧市営住宅跡 (由比ガ浜・御成町)鎌倉わかみや、鎌倉海浜公園、御成小学校、御成中学校 (長谷・坂ノ下)光則寺、高德院、長谷寺、御霊神社、鎌倉文学館 (稲村ヶ崎)鎌倉海浜公園 (七里ガ浜)七里ヶ浜ゴルフ場、県立鎌倉高等学校、県立七里ガ浜高等学校 (腰越・津)小動神社、モンタナ修道院、腰越小学校

(2)土砂災害

①現況

■土砂崩れを抑える樹木の根

○斜面地に生育する樹木は、枝や葉により雨が地表面に直接当たり浸食することを防止し、根が地表面や地中にネット状に張ることで土砂崩れを防止する働きがあります。但し、樹木が大径化したものについては、台風や大雨時に風を受けやすいために、土砂崩れや倒木を引き起こすことがあり、土砂災害の発生リスクにもなっています。

■土砂災害発生の危険性

○本市の地形は、谷戸が複雑に入り組む起伏に富んだ構造となっています。また、急斜面で堆積土の上に樹林地が形成されている場所が多くあるため、市街地が山裾まで迫っている状況において、土砂災害に対して脆弱な構造を有しています。(図 1-21)

②評価

○市街地の住宅地等に隣接する急峻な斜面樹林地の多くは、間伐・下刈り・枝払い・伐採等の管理頻度が低下したことで枯損木の発生、樹木の大径化が進み、土砂災害や倒木などの危険性が高まっています。

○土砂災害警戒区域等に指定されている場所の多くは、下位面に住宅地が形成された丘陵や谷戸の斜面地にあり、倒木等の被害防止に向けた樹林地の適切な管理が大切です。(図 1-21)



令和元年の台風被害（史跡永福寺跡 二階堂）



住宅地に面した斜面地における景観に配慮した防災工事(山ノ内)

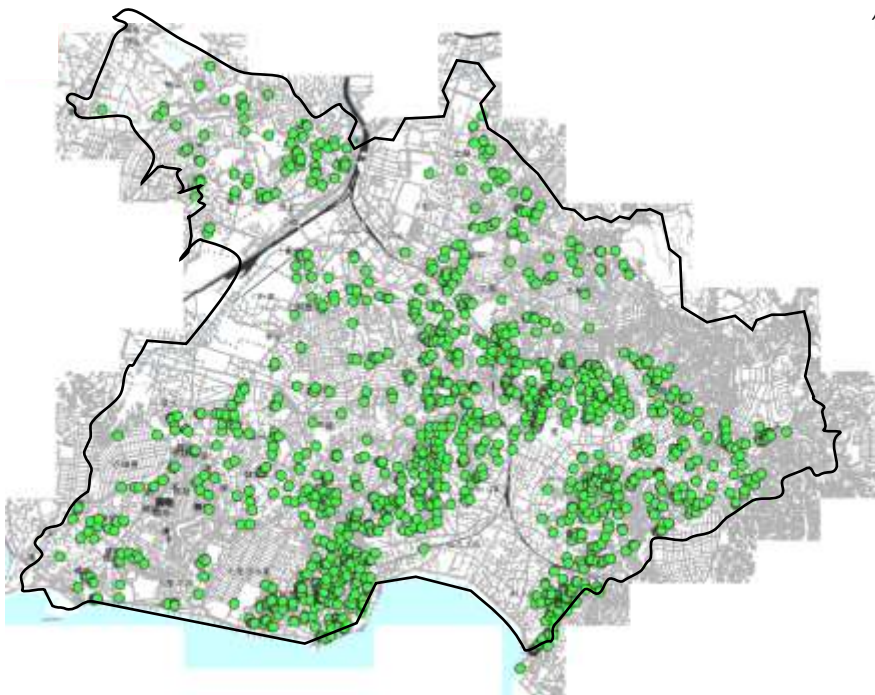


図 1-20 過去の土砂崩れ発生地の分布状況 (市に連絡があったもの)

表 1-7 近年の土砂崩れの発生状況

年度	発生件数 (件)
H15年	26
16	381
23	4
24	4
25	2
26	24
27	0
28	1
29	1
30	0
R元	12

鎌倉市地域防災計画 資料編 平成30年度/令和元年度版鎌倉市防災会議

③取組

○本市は、令和2年(2020年)2月に、市民の命を守るため、気候変動の適応策として風水害対策等を強化することを盛り込んだ、「鎌倉市気候非常事態宣言」を表明しました。

○平成31年(2019年)には、市が管理する緑地を計画的に維持管理していくための指針となる「鎌倉市緑地維持管理計画」を作成し、安全・防災対策の視点に立った基本方針を定めました。



令和元年の台風による倒木被害
(十二所果樹園 十二所)
写真提供：(公財)鎌倉風致保存会

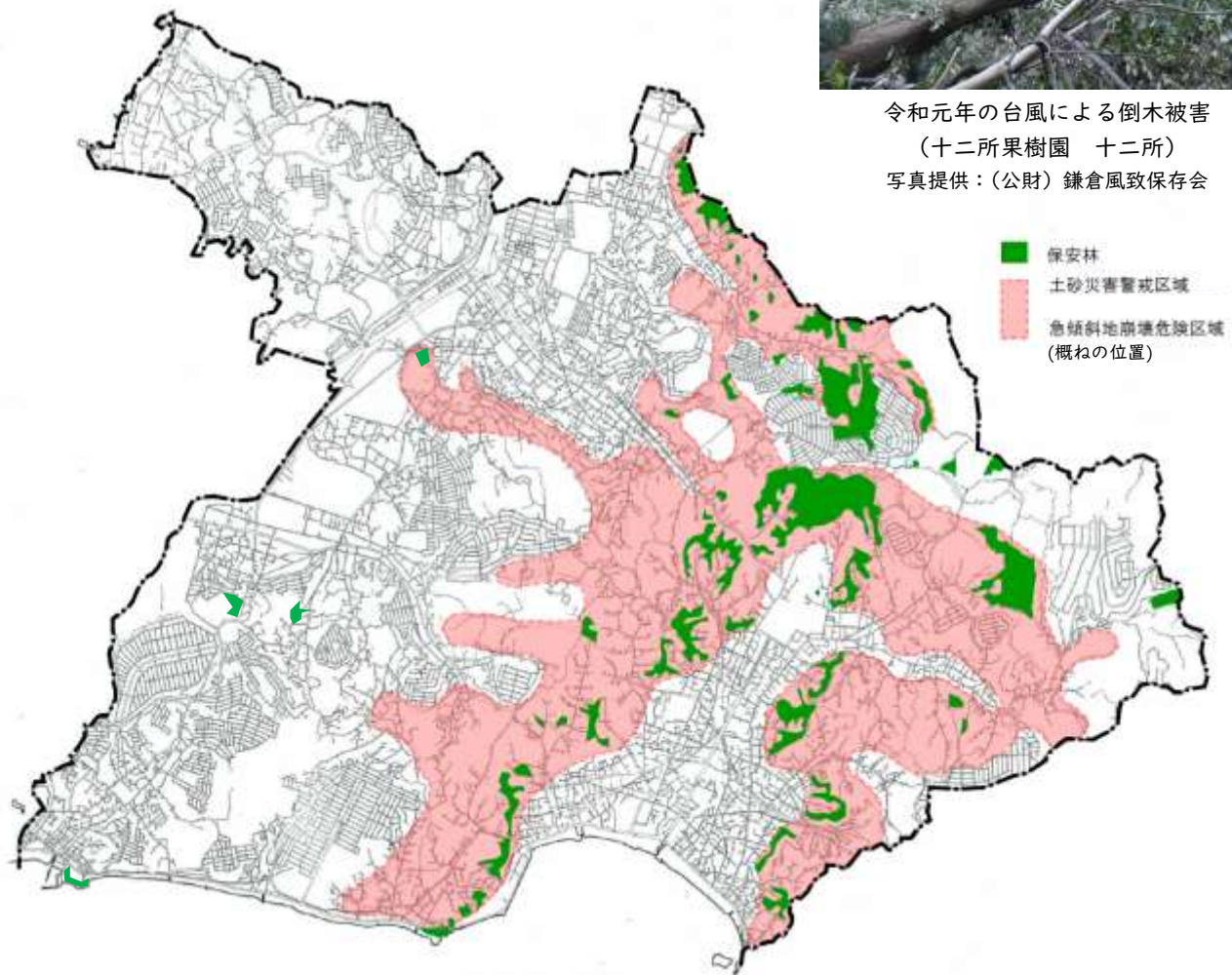


図 1-21 土砂災害警戒区域等の指定区域(概ねの位置を示したものです。)

[凡例について]

森林法に基づく保安林

公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。土砂の崩壊等を防ぐものとして、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林がある。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。図は令和2年(2020年)11月1日時点の情報から作成。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護することを目的として、相当数の居住者に危害が生じるおそれのある区域で、一定の行為を制限する必要がある土地の区域。

3) 環境負荷を和らげる緑

○地球温暖化対策に代表される脱炭素都市づくりは今世紀の世界共通の課題であり、鎌倉市第3次総合計画第4期基本計画の方針に「地球環境の保全と環境負荷の低減」を示しています。

○本市は令和2年(2020年)2月に、「市民や事業者と協働して気候変動対策に取り組む」、「2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする」、「気候変動の適応策として風水害対策等を強化する」を盛り込んだ気候非常事態宣言を表明しました。

○緑は、都市における二酸化炭素吸収源であり、気温調節によるヒートアイランドの緩和にも大きな効果を発揮します。

①現況

■温室効果ガス排出量の増加

○本市の二酸化炭素排出量は、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画の基準年度である平成2年度(1990年度)から平成15年度(2003年度)までの13年間で大幅に増加しましたが、それ以降は増加率が減少に転じ、平成30年度(2017年度)の二酸化炭素排出量は、基準年度の1,325,000トン- CO_2 /年と比べて約24.4%減の1,002,000トン- CO_2 /年となっています。(令和元年度版かまくら環境白書)



緑のカーテンの設置(腰越支所)

○この一方で、過去20年間における本市一帯の二酸化炭素濃度(ppm)は、ほぼ直線的に増え続けており、平成27年度(2015年度)の濃度は410ppmに達しています。

○二酸化炭素の吸収源についてみると、本市の樹林地はコナラ林などの二次林が大部分を占めるため、京都議定書に定めた二酸化炭素森林吸収量の算入対象に含まれませんが、次の係数と推計式から、年間で約2,000トン- CO_2 程度の吸収・固定を果たしていると推計されます^{※1}。

$$1.54 \text{ トン-CO}_2/\text{ha} \cdot \text{年} \times \text{約 } 1,284 \text{ ha (本市の樹林地面積)} = \text{約 } 1,977 \text{ トン-CO}_2 \cdot \text{年}$$

係数は国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック資料編」 「緑地の保全」の係数を採用しています。

市の樹林地面積は、鎌倉市の統計における「森林面積(県森林再生課)」を採用しています。

○都市公園や都市緑地などに生育している樹木については、次の係数と推計式から、年間で約2,900トン- CO_2 程度の吸収・固定を果たしていると推計されます^{※1}。

$$15.73 \text{ トン-CO}_2/\text{ha} \cdot \text{年} \times \text{約 } 186.5 \text{ ha (都市公園面積)} = \text{約 } 2,933 \text{ トン-CO}_2 \cdot \text{年 (鎌倉広町緑地等を含む)}$$

係数は国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック資料編」 「公的空間における緑地の整備」の係数を採用しています。

○神奈川県の子年平均気温の観測結果は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100年当たり2.0℃の割合で上昇しています。また、平成25年(2013年)8月と平成28年(2016年)8月には、日最高気温37.4℃と統計開始以来最も高い記録を更新するなど、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数は増加しています。これらは、地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響であると考えられます。

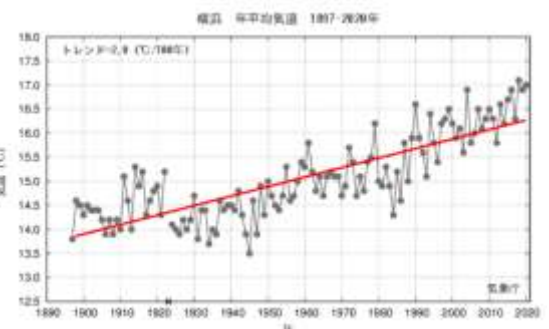


図1-22 横浜の年平均気温の推移

気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)ホームページ

※1 2,000トンの CO_2 は約80万リットル、2,900トンの CO_2 は約116万リットルの灯油から排出される量であると換算できます。(「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインVer.1.0(平成29年3月 環境省)」を参考)

○令和元年(2019年)8月9日の本市の地表面温度図から、市街地の地表面温度が高くなっている傾向を確認することができます。(図1-23、1-24)

○樹木には、汚染物質の吸着や大気を清浄化する機能があり、街路樹や沿道市街地の緑化により大気汚染の改善が期待できます。

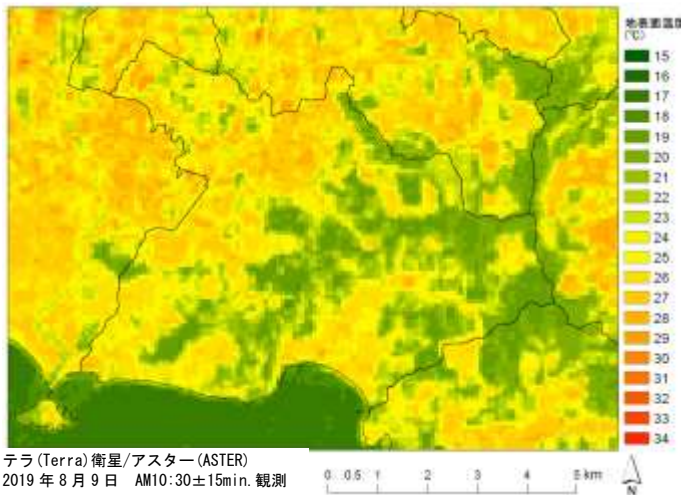


図1-23 市域の地表面温度図



図1-24 市域の航空写真(令和元年撮影)

図1-23は、米国NASAのテラ衛星に搭載された、日本の地球観測用光学センサー(アスター)が観察した衛星データを、経済産業省の産業技術総合研究所が処理しわかりやすい形にして提供しているもので、2019年8月9日の鎌倉市の地表面温度を表したものです。

②評価

○都市の緑は、二酸化炭素を固定・吸収する働きがあり、適切な管理によってその量が増大します。このため、市域の約3割を占める樹林地を適切に維持管理することにより、固定・吸収量を高めていくことが期待できます。

○丘陵尾根部から市街地を包み込む形で延びる約1,200haの樹林地は、樹木の蒸発散効果によって冷温域を形成し、緑のネットワークが市街地に冷気を供給する風の道をつくって、ヒートアイランド現象を緩和する働きがあります。また、河川や街路樹なども、市街地内の通風・換気を確保する風の道としての役割を果たしており、緑の保全や緑化によりこうした緑の機能をより高めていくことが期待できます。

③取組

○本市では、平成20年(2008年)3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標を設定して、市民・事業者・行政が連携し、緑地の確保、緑化の推進、都市公園の整備、再生エネルギーの導入、リサイクルの推進等に取り組んでいます。

○平成28年(2016年)3月には、上記の計画を発展させた「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」を策定し、新たな目標を設定して緑地の保全や緑化を含む、温室効果ガス削減の取組を進めています。

○本市では、市民が主体となる接道緑化を支援する「まち並みのみどりの奨励事業」や、公園や街路樹、公共施設への植栽などにより、市街地の緑化に取り組んでいます。

④具体的なグリーンインフラと機能の例

○緑地や公園内の樹木、街路樹や宅地の緑により二酸化炭素が吸収され、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和に繋がっています。

4) 生き物を育む緑

○生物多様性とは、様々な生き物がお互いに影響しあいながらバランスを保って共存している状態をいいます。緑は、様々な生物の生息・生育環境の基盤を形成して生物の多様性を維持し、生態系の保全に寄与します。

○本市は山・川・海の豊かな自然を有していますが、近年は樹林地・水辺の管理不足や外来生物の増加、気候変動の影響等を受け、貴重種(表 1-8 参照)の減少など、生物多様性の観点から自然環境の質が低下している状況がみられます。

①現況

■豊かな自然環境の存在と変化

○本市では、丘陵尾根部から谷戸に延びるまとまりのある樹林地や社寺林、屋敷林、河川・水辺地などが結びついた自然環境が残されています。

○本市の緑は、多摩丘陵と三浦丘陵を結ぶ結節点の緑として、広域的な生態系ネットワークの形成に重要な役割を果たしています。また、丹沢や箱根に分布する様々な動植物の隔離分布も見られます。



谷戸の自然環境保全(鎌倉中央公園 山崎)

○自然環境の主体をなす樹林地の植生は、多くが人との関わりによって成立したイヌシデ-コナラ群集^{※1}の落葉広葉樹二次林で占められており、これに混在する形でスギ・ヒノキの針葉樹植林地や常緑広葉樹林が分布しています。この二次林は伐採等が行われなくなったことで、徐々にスダジイやタブ等の常緑広葉樹林に移行しつつあります。また、鶴岡八幡宮、建長寺、鎌倉文学館等の背後の丘陵地や鎌倉広町緑地の一部などには、自然植生であるヤブコウジ-スダジイ群集などの常緑広葉樹が見られます。

○一部の樹林地では、タケが侵入して竹林が拡大しています。

○市内 22 地区の緑地を対象とする自然環境調査(平成 15 年(2003 年) 発行)では、125 科 587 種の植物が確認されています。それぞれの緑地は 1 つの植生区分ではなく、自然林から二次林、植林地、草地、竹林などの複数の植生区分で構成されています。現在、市内には 37 の植物群落^{※2}が確認されており、尾根から谷戸にかけて多様な植物が生育しています。

○図 1-26 の 22 箇所の緑地に対する自然環境調査では、哺乳類 10 種、爬虫類 9 種、両生類 6 種、鳥類 65 種、昆虫類 971 種、魚類 7 種、底生動物 51 種の生息が観察され、神奈川県レッドデータブックに貴重種に指定されているカヤネズミとホトケドジョウの生息が確認されています。

②評価

○生物多様性保全の観点から、生態系の骨格をつくる丘陵樹林地・河川・自然海岸線が特に重要です。

○河川については、源流域から海につながる水系の連続性が維持されていますが、河川の中下流域では、土地利用の変化等によって緑地が減少し、生物多様性は低下しています。

※1 植物群集 ある地域に生育する複数の種の個体群をいいます。

※2 植物群落 同じ場所で一緒に生育している、生態的性質が同一のひとまとまりの植物群をいいます。

表 1-8 生物多様性の指標^{注1}となる動植物種

植物種	
貴重種 ^{注2}	ヒカゲワラビ・タコノアシ・エビネ・キンラン
注目種 ^{注3}	コ克蘭・ギンラン・シュンラン・サイハイラン・アキザキヤツシロラン・カントウカンアオイ・ツクバトリカブト・ニセジュズネノキ
動物種	
貴重種 ^{注2}	鳥類(フクロウ・カワセミ等)、昆虫類(ギンヤンマ・ゲンジボタル等)、その他(カヤネズミ・シマヘビ・ニホンヒキガエル・ホトケドジョウ等)
哺乳類	アズマモグラ・ヒミズ・ノウサギ・イタチ等の在来種、特定外来生物(タイワンリス・アライグマ)
鳥類	夏鳥(ツバメ・ヤブサメ等)、冬鳥(カシラダカ・ツグミ等)、留鳥(モズ・スズメ・ムクドリ等)、キツツキ類(アカゲラ等)、種子食(シメ・イカル等)、昆虫食(エナガ・キビタキ等)、水鳥(カルガモ・カワウ等)
爬虫類	ヤモリ・トカゲ・カナヘビ・シマヘビ等の在来種、外来種を除く全種
両生類	ニホンヒキガエル・アマガエル・ニホンアカガエル等の在来種、外来種を除く全種
昆虫類	樹林性チョウ類(アオスジアゲハ・クロアゲハ等)、林縁性チョウ類(ヒカゲチョウ・アカタテハ等)、草地性チョウ類(キタテハ・モンシロチョウ等)、樹林性昆虫類(カブトムシ・コクワガタ等)、林縁性昆虫類(アカスジキンカメムシ・アオジョウカイ等)、草地性昆虫類(クロヤマアリ・エンマコオロギ等)、流水性昆虫類(トンボ)、止水性昆虫類(シオカラトンボ・アキアカネ等)、ヘイケボタル、ゲンジボタル



タコノアシ



トカゲ



シマヘビ



カワセミ



ゲンジボタル



ホトケドジョウ

出典:鎌倉市自然環境調査 鎌倉市

注1 自然環境の特性と生息環境の解析を目的に、主に在来種から選定された種やグループを「指標」としました。絶滅の恐れのある貴重種と、個体数の減少等が見られる注目種に分けられます。分布の拡大が目立ち、生態系への影響が危惧される外来種を含みます。

注2 貴重種は、植物調査で確認された種から、絶滅の恐れがあると選定されている種をいいます。

注3 注目種は、分布の限られている種や個体数の減少が考えられる種をいいます。

○近年、本市の自然は表 1-9 のような要因によって変化しつつあり、生物多様性保全の機能が低下している状況がうかがえます。

表 1-9 自然環境に変化を及ぼしている要因と状況

要因	内容
樹林地の管理頻度の低下など自然への働きかけの縮小	定期的にご利用することで維持してきた樹林地や水辺地は、人の生活との関わりが薄れたことで荒廃し、生物の生息・生育環境が大きく変化しています。人為的な伐採の機会を失った樹木は大径化し、倒木や土砂崩れを発生させる要因となっています。
気候変動に伴う土砂災害等の発生	近年の気候変動に伴う洪水や、土砂崩れ・土石流等の土砂災害の発生は、生物の生息・生育地である樹林地や水辺地の自然環境を改変し、生態系に大きな影響を及ぼす要因となっています。
市街化に伴う生物環境の変化	宅地としての土地利用や河川改修は都市機能を維持する上で必要な行為ですが、一方で生物の環境を変化させる要因ともなります。
移入(外来)生物種の増加・温暖化の影響	市内では、特定外来生物に指定されているタイワンリスとアライグマが広く分布しているほか、明治維新前に国内に移入されたハクビシンの生息が確認されています。これらの生物の増加は、在来種を捕食する他、餌資源地や生息場所を奪う行為を行うことでその土地本来の生態系を変化させています。また、気候変動による気温上昇も在来生物の生息・生育環境に変化を与える要因となっており、例えば、2000年代に入ると南方系の蝶類が生息分布を広げて観察されるようになっています。

③取組

○平成 21 年度(2009 年度)から特別緑地保全地区内の市有緑地を対象に、緑地の質の充実を目的とする「確保緑地の適正整備」を行っています。

○様々な市民団体が源氏山公園、佐助稻荷神社、鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地、山崎・台峯緑地、(仮称)常盤山緑地、佐助川、御谷川、逆川等の複数の公園や河川で、生態系の保全活動を行っています。



図 1-25 確保緑地の適正整備事業の効果の例

④具体的なグリーンインフラと機能の例

○樹林地や河川が、多くの生物の生息・生育の場となっています。

○身近な公園や公共施設の緑、宅地の緑が、生物とのふれあいの場となり、環境教育資源となります。

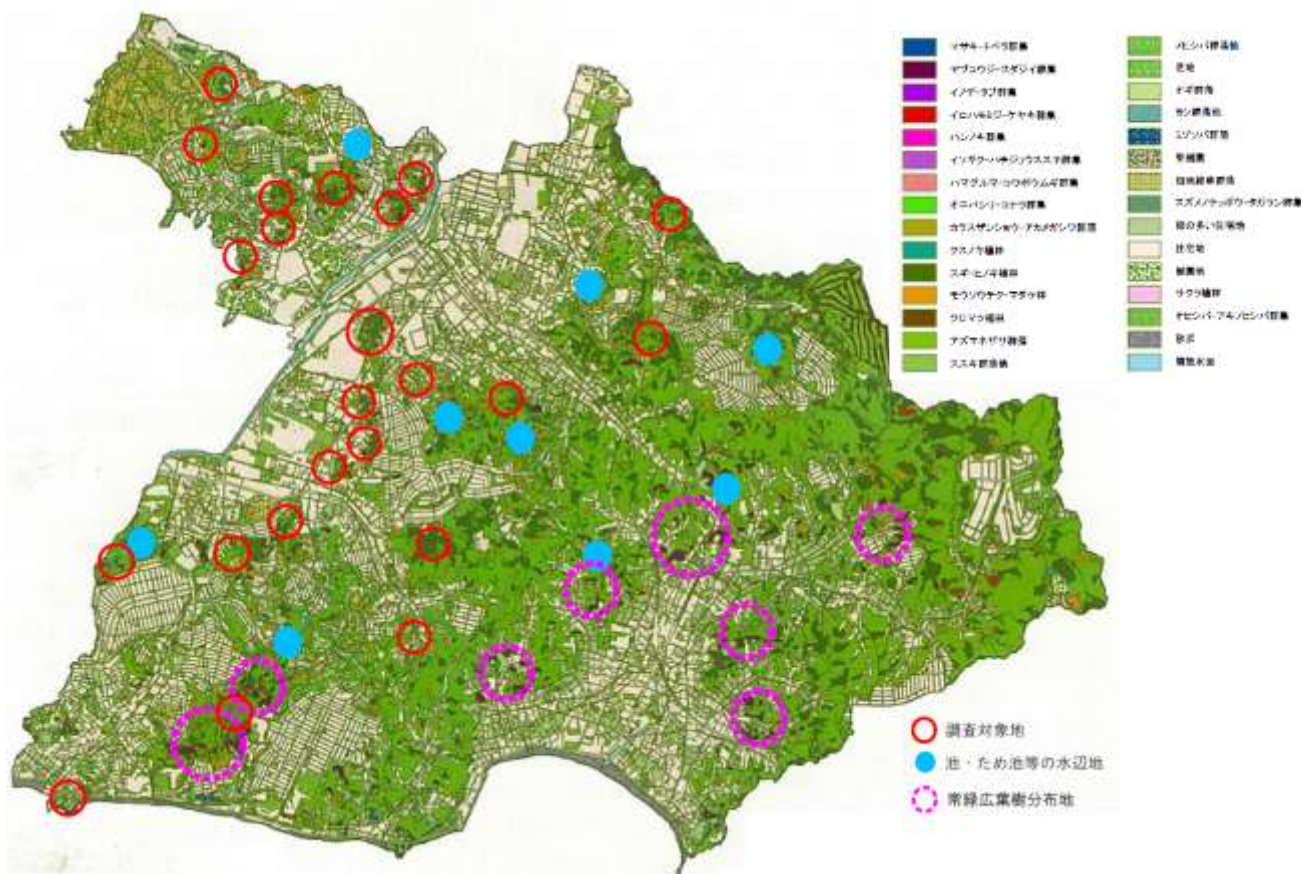


図 1-26 植生図 鎌倉市自然環境調査(平成 15 年(2003 年))を基に作成

5) 交流とふれあいを広げる緑

○自然とのふれあいや緑の中での活動は、ストレスの軽減や疲労回復に効果があることが確認されており、少子化・高齢化やライフスタイルの変化などが大きな社会テーマになる中で、緑・オープンスペースの果たす役割が大きくなっています。

○本市は年間約1,900万人が訪れる観光都市であり、歴史文化、海、都市公園、庭園、ハイキングコース等、緑の資源が広域的な交流・活動の場としても利用されています。

○都市公園は、交流・散策・遊び・スポーツ・自然とのふれあいなどを楽しむ市民の交流・活動の中心となる施設です。

①現況

■公園、海岸線、社寺や史跡など多数の資源が存在

○歴史文化や自然とのふれあいの場として、地区公園・総合公園・風致公園や、海岸線、眺望地点、社寺や史跡など様々な緑の資源が全市的に多数分布しており、各種イベント等が行われています。また、美しい庭園を持つ景観重要建築物、眺望地、社寺、ハイキングコース、関東ふれあいの道、神奈川県立大船フラワーセンターなどがあり、これら施設・資源の巡り歩きも楽しめます。

■年間1,900万人以上の観光客を受け入れる観光・レクリエーション資源としての緑

○本市は、日本でも有数の観光都市であり、来訪者の再訪意識が高いこと、年齢層が幅広く目的も多様であることなどの特色がみられます。来訪者が多い主な場所は、社寺、海岸、天園ハイキングコースなどで、いずれも緑の存在なしではその魅力を得ることはできないものです。

○無形の緑の資源でもある、様々な祭事やイベントが行われる多くの緑地空間は、市民や来訪者の交流の場として分布しています。

■新しい生活様式の確立とオープンスペースに対するニーズの高まり

○密の回避のために身近な公園や海浜などのニーズが高まりました。人々の健康・ライフスタイルの変化により、緑やオープンスペースの果たす役割が大きくなっています。

■農とのふれあい

○鎌倉市農業振興ビジョン(平成30年(2018年)7月)では、遊休農地に対して農地の貸し借りを進めるほか、農業者と福祉団体が連携して障がい者の農業分野への就労を支援するなどの方針が示されています。また、市では、市民農園の開設の支援等、市民と農のふれあいを促進しています。

■屋外での運動を通じた市民の健康づくり

○平成27年(2015年)3月に行った市民の健康づくりに関する調査では、壮年期・高年期の約7割が健康維持に取り組んでおり、定期的なウォーキングを行っている人は、壮年期の29.1%、高年期の46.2%となっています。

■高齢者向けのニーズ

○平成29年(2017年)2月に行った高齢者保健福祉に関するアンケート調査では、充実を望む市の高齢者施設として、3割以上の人々が「生涯学習・スポーツなどの生きがい施設」、

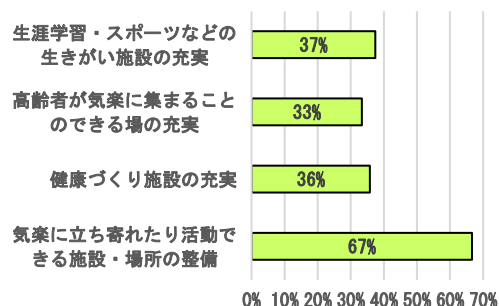


図1-27 充実を望む高齢者施設
鎌倉市高齢者保健福祉計画 平成30年3月より作成

「健康づくり施設」、「高齢者が気楽に集まれる施設」を挙げています。また、高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境づくりに必要なことでは、約7割の人が「気楽に立ち寄れたり、活動できる施設・場所の整備」を挙げています。

■都市公園の現況

○市民の身近な交流の場として、街区公園、近隣公園、児童遊園等を整備し、コミュニティ形成の場となっているほか、子供の遊び・休憩・軽運動の場等として利用されています。

○街区公園については、全体の約7割が敷地面積1,000㎡未満の小規模公園となっています。また、設置後30年以上経過した公園が約6割を占めており、施設の老朽化が進行している公園も多くあります。

○自然や歴史文化とのふれあいを楽しめる公園として、源氏山公園、鎌倉海浜公園、鎌倉中央公園、夫婦池公園、六国見山森林公園、散在ガ池森林公園、鎌倉広町緑地、山崎・台峯緑地などがあり、これらの公園では幅広い年齢層による自然とのふれあいや海浜レクリエーションなどの活動が行われています。

■公園の利用や公園に対する意見

○公園の利用頻度については、「週1回以上」、「月1～2回」を含めて、利用するが約45%、「ほとんど利用しない」が約55%でした。

○公園の満足度については、「不満がある」41.1%、「ない」25.3%で、不満がある方の割合が多くなっています。これに関連して、公園の施設・利用について次のような意見が寄せられました。

- ・遊具の数
- ・公園が狭い、広い公園がほしい
- ・植栽、雑草
- ・ボール遊びがしたい
- ・遊具の管理
- ・身近に公園がない
- ・健康増進用器具の設置
- ・トイレの数

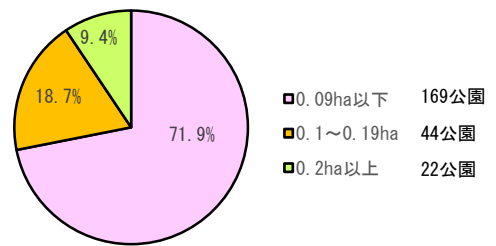


図1-28 街区公園の面積別の構成
令和2年度版(2020年度版)「鎌倉市のみどり」

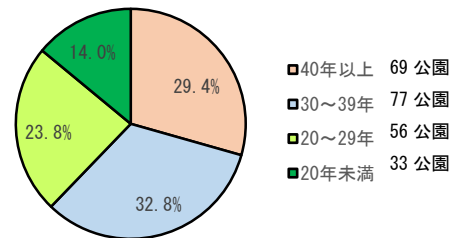


図1-29 街区公園の経過年数別の構成
令和2年度版(2020年度版)「鎌倉市のみどり」

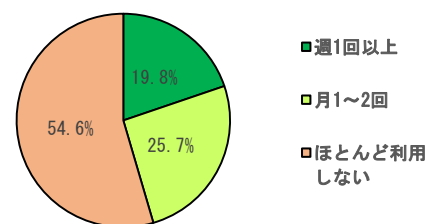


図1-30 公園の利用頻度
鎌倉市公園の再整備に向けた報告書
平成31年(2019年)

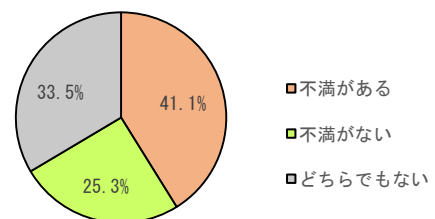


図1-31 公園の満足度
鎌倉市公園の再整備に向けた報告書
平成31年(2019年)

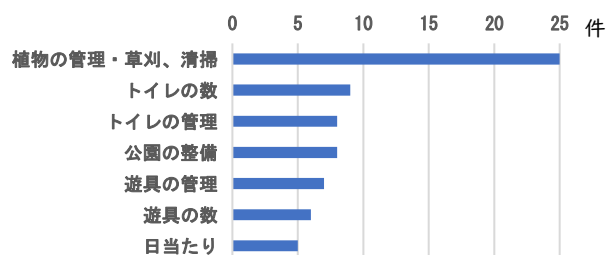


図1-32 公園の管理についての意見
鎌倉市公園の再整備に向けた報告書 平成31年(2019年)

○公園の管理や魅力向上策については、植物の管理・草刈、清掃に対する意見、遊具に対する要望が多く寄せられました。(図 1-33)

②評価

○都市公園、海岸線、ハイキングコース、社寺や史跡等は、スポーツ・健康づくり、ストレスの軽減・疲労回復を図る場、緑とふれあう人々が交流する場として幅広く使われています。

○史跡・海・都市公園・庭園・ハイキングコース等の緑の資源が観光資源としても利用され、広域的な交流・活動の場にもなっています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、密を回避しながら遊び、運動することができる場所として、身近な公園に対するニーズが高まりました。

○様々な祭事やイベントは無形の緑の資源であり、こうした場を提供し、あるいはそれらの背景となる緑の保全が重要です。

○海浜、社寺境内地、散策などに利用されている歩行空間の広域的視点にも立ったネットワーク化を図ることが大切です。

○都市公園以外の、歴史文化や自然とのふれあい活動に適した史跡や景観重要建造物等に対しては、緑の担保を図る制度や施策での保全・活用の位置付けが重要です。

○身近に利用できる公園が少ない地域がある一方で、街区内に複数の公園が設置されている地域もあり、配置にばらつきが見られます。

○街区公園は、供用開始後 30 年以上経過した公園が約 6 割に達するほか、少子高齢化に伴う市民の年齢構成の変化により利用度が低下している公園もあり、利用の安全性を確保する上からも施設の改善を図っていく必要があります。また、既設公園の施設の見直しや再編整備の検討が必要になっています。

○高齢化への対応として、高齢者が利用しやすいバリアフリーな施設とすることや、健康スポーツが楽しめることなどを念頭に置いた公園づくりが大切です。

③取組

○公園施設の老朽化対策として公園施設長寿命化計画を策定し、計画に基づく施設の更新・補修を進めています。

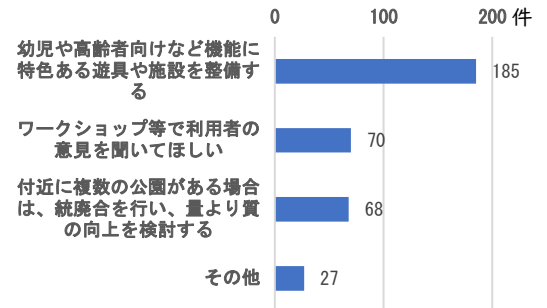


図 1-33 公園の魅力向上策
鎌倉市公園の再整備に向けた報告書 平成 31 年(2019 年)



鎌倉中央公園(山崎)



旧華頂宮邸庭園(浄明寺)

○交流・活動の場の整備・充実に向けて、新たな公園の供用開始や公園用地の土地の買い入れに取り組んでいます。

○町内会・老人会・婦人会・子供会などで構成される公園愛護会は、令和元年度（2019年度）末で89団体に達しており、157箇所の街区公園で交流やコミュニティ形成につながる維持管理活動を行っています。

○鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地などでは、市民が主体となった管理・運営を行っています。

④具体的なグリーンインフラと機能の例

○公園や緑地、海岸の存在によりまちの魅力が向上し、代表的な観光地ともなっています。

○身近な公園が子どもたちの遊び場や体を動かすレクリエーションの場となっており、子育てや健康増進に寄与しています。

○公園や街路樹愛護会の活動により、地域コミュニティの醸成や育成が進みます。

○市街地内に農地が存在することで、食育や食文化の継承について関心が高まります。

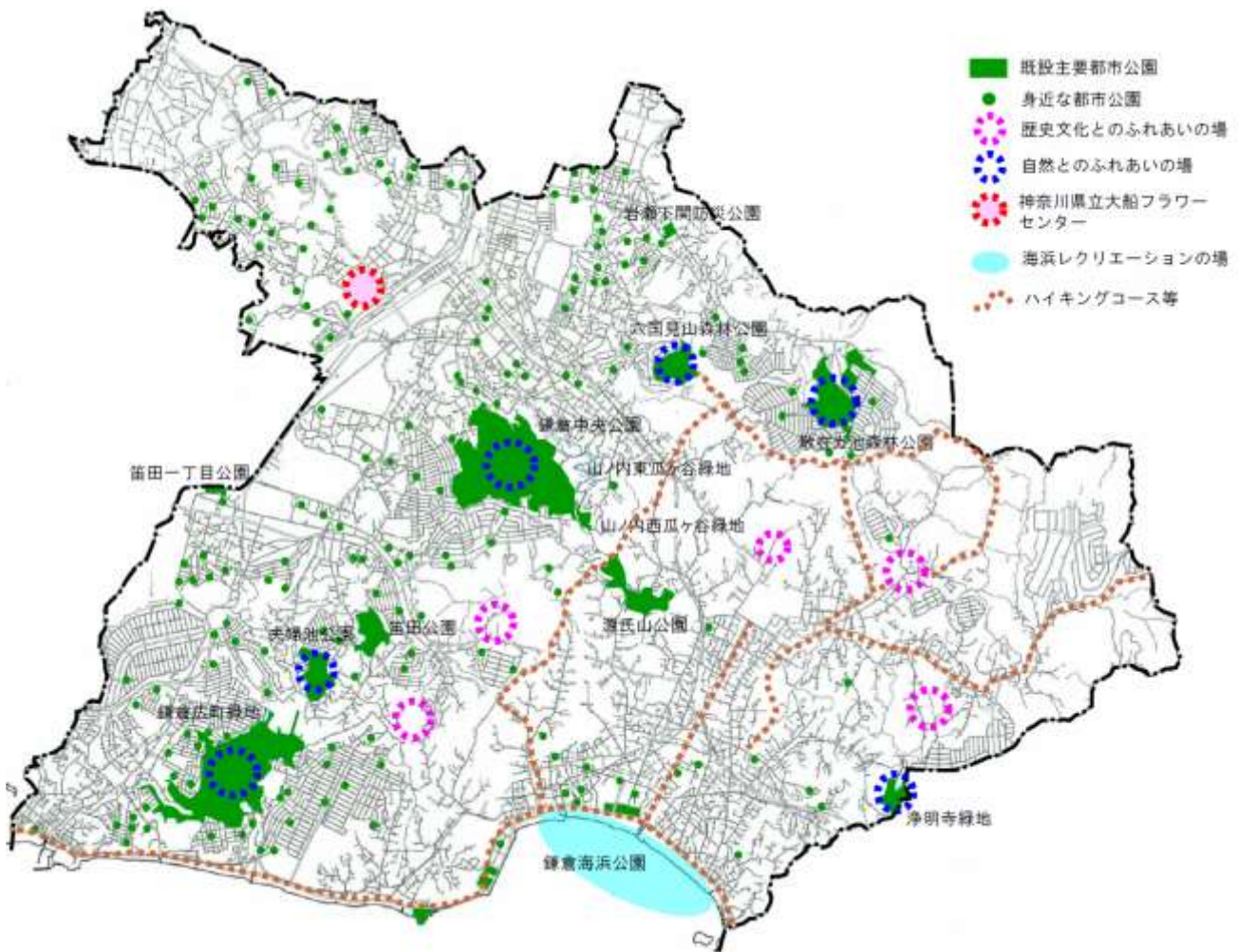


図 1-34 交流ふれあい活動の場となる緑の分布図

6) 美しい景観をつくる緑

○本市の景観は、市街地を包み込む丘陵樹林地と、前面に広がる相模湾の海を基盤として成立しており、この自然環境と歴史的遺産、文化財等が融和した歴史的風土が、鎌倉を特色づける重要な景観要素となっています。

○大船駅一帯を中心とする JR 東海道本線沿線では都市機能の集積が進んでおり、活力ある商業・業務地の賑わいと、文化的資源や大船観音などの景観資源を有しています。

○本市は、鎌倉地域とその周辺の谷戸・丘陵からなる「古都景域」と、大船・深沢・腰越地域の市街地と丘陵の住宅地、農業振興地域を持つ玉縄地域からなる「都市景域」により構成されます。

①現況

■本市の都市景観の特徴

○古都景域では、市街地の背景をなす丘陵の山並み景観が連続性を持って保全されており、南に面しては歴史の舞台ともなった海が開放的に広がっています。



古都景域の市街地の背景をなす丘陵樹林地と前面の海

○古都景域のまち並み形成は、まちの形成以来、山の斜面と尾根で囲まれた平地の中で、緑と共存する形で進められてきました。こうした積み重ねが鎌倉を特色づける「山懐に抱かれた佇まい」を創り出しています。

○市域の約 55%が風致地区指定地となっており、建築時には緑化が義務づけられるため、緑の多いまち並みとなっています。

○古都の中心部をなす鎌倉駅及び北鎌倉駅一帯では景観地区を指定し、背景となる山並みと一体となった良好な都市景観形成を図っています。

○鎌倉駅一帯は、中世鎌倉の都市構造が受け継がれ、若宮大路を景観軸とするヒューマンスケールの都市景観が維持されています。

○都市景域である大船駅周辺や湘南深沢駅周辺では、新しい市街地の整備や計画が進められており、丘陵地では緑豊かで、より快適な住環境づくりが求められています。新しい拠点づくりの進む都市景域においても、歴史的資源と一体となった緑豊かな景観に配慮しながら、都市の活力と快適



古都の中心部を囲む緑と由比ヶ浜海岸



若宮大路内の段葛(小町)

性を備えた魅力ある都市景観の形成を目指してまちづくりが進んでいます。

○商業地の後背地には、スプロール的^{※1}に形成された住宅地が広がっており、丘陵樹林地が断続的に残されているものの、緑の少ない市街地景観が見られます。

○丘陵地に広がる住宅地は、市街地を包み込む丘陵樹林地を背景に、整然としたまち並みと生育した植栽地の緑が連続する住宅地景観が形成されています。

○関谷地区には農地景観が広がるほか、手広や笛田などの市街地内には生産緑地地区が点在し、緑豊かな住環境が形成されています。

○本市の主な景観資源として(表 1-10)のようなものがあり、多くが「鎌倉景観百選」に選ばれています。

表 1-10 鎌倉市の景観資源

区分	景観資源
景勝地	浄明寺からの眺め、成就院からの眺め、玉縄城跡の眺め、七里ヶ浜の眺め 等
海岸・河川・池	由比ヶ浜海岸、稲村ヶ崎、小動岬、滑川、柏尾川、二階堂川、散在ヶ池 等
坂・切通・古道	化粧坂、亀ヶ谷坂、朝夷奈切通、大仏切通、極楽寺坂切通、巡礼古道 等
社寺	鶴岡八幡宮、建長寺、光明寺、瑞泉寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、常楽寺 等
樹木	鎌倉ハイランドの桜並木、鎌倉山の桜並木 等
歴史的風致形成建造物	旧吉屋信子邸、旧川喜多邸、神奈川県立近代美術館、別荘時代の洋風建築 等
プロムナード等	砂押川プロムナード、天園ハイキングコース、生け垣の続く路地 等
公園	源氏山公園、鎌倉中央公園、鎌倉広町緑地、鎌倉海浜公園等
その他	江ノ電のある風景、モノレールのある風景、鶴岡八幡宮の行事 等

②評価

○コンパクトな都市空間の中に存在する緑豊かな住宅地、社寺境内地、景勝地、眺望地点、農地、谷戸などの緑・オープンスペースが、魅力ある都市景観の形成に大きく寄与しています。

○大船駅から深沢地域国鉄跡地周辺にかけて、全体として緑の少ない住宅地・商業業務地・工業地景観が見られます。



商業地の賑わいのある大船駅周辺



谷戸の住宅地(衣張山 浄明寺)



深沢地域国鉄跡地周辺(寺分)



農地のある景観(関谷)



社寺の背景となる緑地(半僧坊 山ノ内)

^{※1} スプロールとは、市街地が不規則な状態で拡大・形成されていく現象をいいます。

③取組

○梶原五丁目、上町屋等の特別緑地保全地区の指定を行い、深沢地域国鉄跡地周辺地区のまちづくりの背景となる、都市の中の良好な緑地景観を保全しました。

○鎌倉広町緑地や山崎・台峯緑地、鎌倉海浜公園などの都市公園の整備や適切な維持管理を通じて、樹林地や海岸沿いにおける特徴的な景観の保全を行っています。

○「まち並みのみどりの奨励事業」によって、市街地における接道部の緑を生み出しています。

○平成 29 年(2017 年)3 月に鎌倉市景観計画を改定し、都市景観形成のための方針と基準を定めました。

○第 2 次一括法に基づき県条例から移譲され、平成 25 年(2013 年)に「鎌倉市風致地区条例」を制定し、平成 28 年(2016 年)には条例に基づく風致地区内の風致の維持及び維持のための施策に関する基本事項を定めました。

④具体的なグリーンインフラと機能の例

○公園や緑地、街路樹、宅地の緑、河川、海岸など、様々な緑が鎌倉に特有の景観を創り出し、まちの魅力が向上します。



特徴的な景観の路地(円覚寺馬道 山ノ内)



サクラ並木(鎌倉山)



海浜の景観(小動岬から稲村ヶ崎まで)

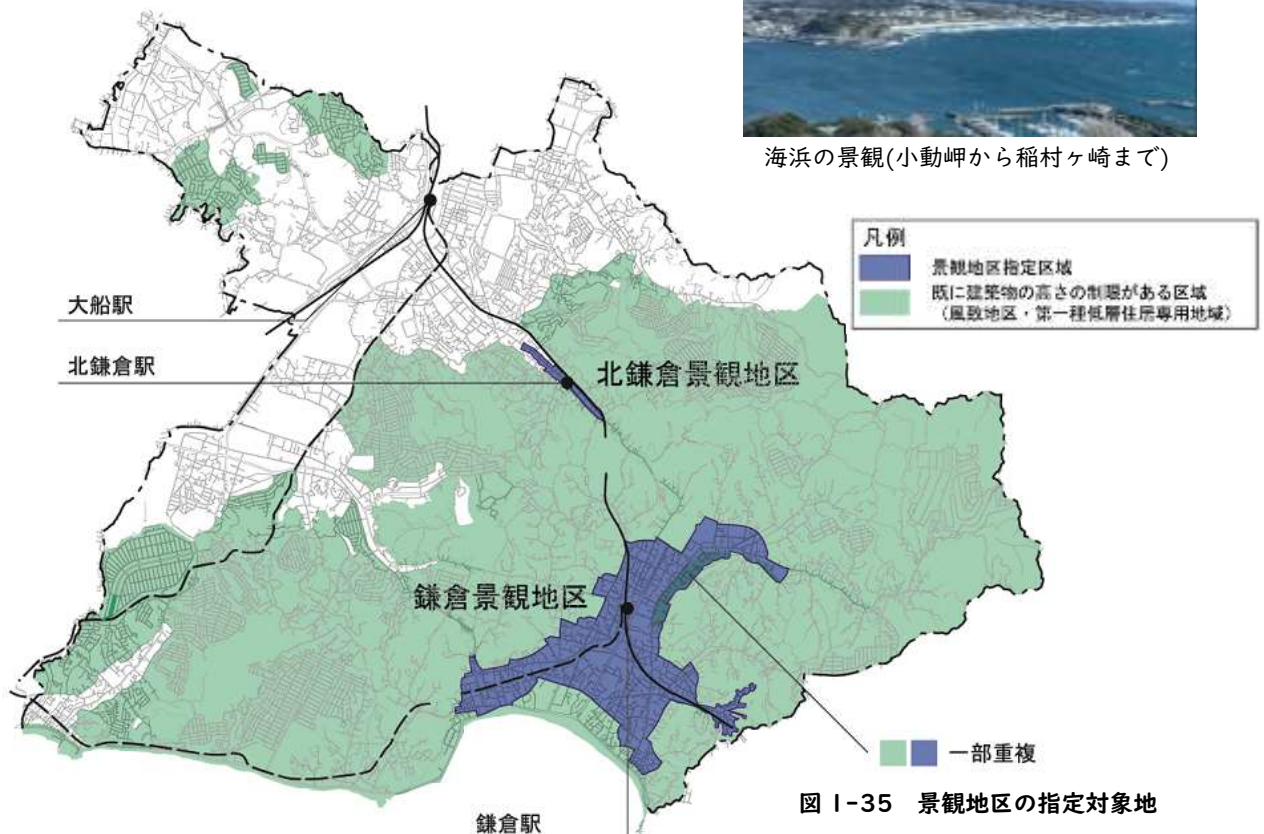


図 I-35 景観地区の指定対象地

7) 暮らしを支え豊かにする緑

○市民の暮らしと結びついた住宅の庭やまちなかの街路樹・公園・河川等の緑は、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、まちの風格を高め魅力を生み出します。

○まちなかの緑の状況は地域によって異なりますが、土地利用に応じた様々な緑が存在し、落ち着いた雰囲気とまちの魅力を創り出しています。

○屋外でのレクリエーションへのニーズが高まる中、緑・オープンスペースの果たす役割が大きくなっています。

①現況

■様々な暮らしの場における緑

○谷戸低地面の低層住宅地に見られる趣きのある庭や昔ながらの邸宅の庭、連続する生け垣の緑などは、周囲の斜面樹林地や社寺境内地の樹林などと一体となって、風格ある住環境が維持されています。



趣のある谷戸の住宅地(大町)

○鎌倉地域の中心市街地では、海浜と鶴岡八幡宮を結ぶ若宮大路と街路樹が、鎌倉のシンボルとなる緑の景観軸を形成しています。



鎌倉美術館の植栽(大船)

○大船地域の丘陵地、七里が浜や腰越地域の丘陵地の大規模な住宅地では、時間の経過の中で公園や街路樹、庭の樹木が生長し、緑豊かな居住環境が形成されています。

○大船地域や深沢地域のスプロール的に宅地化した地域では、市街地の間に飛び石状に分布する小規模な樹林地や社寺林、学校の植栽地、農地などの身近な緑が存在しています。

○商業業務地が集積する大船駅周辺の市街地は、全体として緑の少ない市街地環境となっていますが、鎌倉美術館や鎌倉女子大学の緑、社寺の庭、工場の植栽地などがまちのイメージを高める緑の要素となっています。



暮らしを豊かにする庭(手広)

○市街地を縦貫する滑川・神戸川・砂押川などの河川は、周囲の緑と一体となって良好な水辺空間を形成し、市街地における景観軸としての役割を果たしています。

護岸堤防の続く柏尾川は、一部水鳥の飛来地となっており、河岸の散策の場としても利用されています。

○新しいまちづくりが進められる深沢地域国鉄跡地周辺地区では、土地利用に合わせた緑の創出が計画されています。この一帯には、敷地内にまとまりのある緑地空間を持つ工場も見られます。

○玉縄地域の関谷には市内で唯一のまとまりある農地が残っており、地域を特色づける緑の資源となっています。

○市街地内に整備されている公園は、身近な遊び場・交流の場などとして利用されている他、まちに緑の環境を提供しています。

■暮らしを支え豊かにしている緑の現況

○暮らしの中にある主な緑として、「建物敷地内の庭木・生け垣などの緑」「建物敷地内に置かれるプランター等の緑」「家庭菜園の緑」等があげられます。

○身近な緑として、「社寺境内地等の緑」「都市公園の緑」「公共施設の緑」「大規模な民間施設用地の緑」「谷戸の斜面を構成する緑」等があげられます。

○暮らしの背景にある緑として、「身近に眺められる山並みや海」「遠景としての富士・箱根・丹沢等の緑」「市街地内のまとまりある緑地の緑」等があげられます。

○暮らしの中の様々な緑をつなぎ、相互にその価値を向上させている緑として、「水系に沿った連続性のある緑」「史跡などの緑の資源と一体となった緑」「農業・漁業・祭事などの空間を構成する緑」等があげられます。

○農地や海は、農作物や海産物などを供給し、生産業の基盤となっています。



公共施設の緑(鎌倉駅西口広場 御成町)



桜並木を眺める人々(鎌倉山)



庭や玄関を彩る寄せ植え



公園の緑(鎌倉海浜公園 稲村ガ崎)

②評価

○地域により、暮らしの身近な緑が豊かな市街地と、少ない市街地が見られます。

○市街地では多様な緑が存在していますが、全体的に小規模で分散しています。良好な居住環境を形成してきた建物敷地や樹林地などの緑は減少する傾向にあります。

○緑地(公有地・民有地)や街路樹、住宅地の緑などでは、樹木の適切な維持管理が求められています。

○市民の暮らしの場でもある市街地は、まちの成り立ちや地形の違いによりその緑の状況も異なります。趣のある邸宅の庭や樹木、住宅地の植栽樹木、谷戸の斜面樹林、社寺境内地の樹林、市街地内の樹林、屋敷林、市街地の背景に見える山並みなどは、市民の暮らしを支え豊かにする緑として重要です。

○農地は、農産物の供給機能に加え、災害時の延焼防止、農園利用を通じたコミュニケーション形成、潤いのある景観形成などを通じて、市民の暮らしを支えています。

○生活スタイルの変化の中で、都市公園をはじめとする緑・オープンスペースは、健康活動・遊び・癒し・交流・自然とのふれあいの場等として大きな役割を果たしています。



接道部の緑化（十二所）



作物を供給する農地（関谷）

③取組

○三つの都市拠点のうち、鎌倉駅周辺地区では若宮大路周辺の花苗の植付けや鎌倉駅西口広場の整備、大船駅周辺地区では砂押川プロムナードのサクラの管理などを行っています。

○鎌倉山では桜並木保存計画に基づき、市がサクラの管理を行っています。

○まち並みのみどりの奨励事業により、市民が主体となる接道部の緑化に対する助成を行っています。

○保存樹木等の指定、緑地保全契約の締結、樹林管理事業などの市独自の制度を活用して身近な樹林・樹木・生け垣の保全を図っています。また、特別緑地保全地区指定までのつなぎ策として、緑地保全推進地区制度を活用しています。

○都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定しています。

④具体的なグリーンインフラと機能の例

○公園や街路樹、宅地の緑が人々の生活に潤いと安らぎを与えています。

○農地からは、野菜や果物などが供給されています。

1-6 緑の保全評価

○鎌倉市緑の基本計画は、これまで、「計画の基本理念」をはじめ「緑の保全評価」「緑の将来都市像」「緑の配置の方針」など、計画の骨格的部分を基本の方針として継承し続けています。

○緑の保全評価では、緑の機能別現況を踏まえ、市域の緑を「広域レベル・市域レベルで重要な緑」、「地域レベルで重要な緑」、「地区レベルで重要な緑」に区分して、それぞれの緑の重要性と役割を示しています。

○この保全評価の内容は、緑の将来都市像に向けた取組の方針に反映させるとともに、その実現に向けた施策において、対象となる緑をどのような制度・事業で保全していくかの施策方針や保全制度の指定方針に活かします。

○緑の機能別の現況を踏まえ、市域の緑を保全の観点から表 1-11 のように評価しています。

表 1-11 緑の保全評価の考え方

評価軸	機能別評価の考え方
歴史文化を守る緑	古都鎌倉の枢要部を構成する緑など、重要な歴史文化資源と一体性を持つ緑を高く評価しています。
安全安心をもたらす緑	土砂災害の防止対策が特に必要な緑、大規模地震の発生時において市街地火災の延焼防止に資する緑、災害時の避難場所となる緑などを高く評価しています。
環境負荷を和らげる緑	二酸化炭素の固定・吸収やヒートアイランド現象の緩和に重要な役割を果たす緑を高く評価しています。
生き物を育む緑	流域生態系の骨格を形成する丘陵樹林地・河川・海岸線の緑や、貴重な動植物の生息・生育地などを高く評価しています。
交流とふれあいを広げる緑	スポーツや健康づくり、交流活動施設として制度的に担保されている緑を高く評価しています。
美しい景観をつくる緑	鎌倉らしさを特色づける自然的景観資源や歴史文化資源と一体性を持つ景観資源を高く評価しています。
暮らしを支え豊かにする緑	暮らしの快適性を高める、市街地内の良質な緑を高く評価しています。



評価区分	総合評価の考え方	対象となる緑
評価区分-Iの緑	広域レベル、都市レベルで重要な緑及び貴重な資源を有する緑	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域を含む、本市の緑の骨格を形成する丘陵樹林地 ・緑の骨格の一部を構成する市街化区域内の大規模緑地 ・市街化区域内の樹林地のうち、上記の評価軸において特に重要性の高い緑
評価区分-IIの緑	地域レベルで重要な緑	<ul style="list-style-type: none"> ・評価区分 I の緑と結びついて、地域の緑のネットワークを形成する樹林地 ・地域を特色づける玉縄地域のまとまりをもつ農地
評価区分-IIIの緑	地区レベルで重要な緑	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の市街化区域内に分布する樹林地等

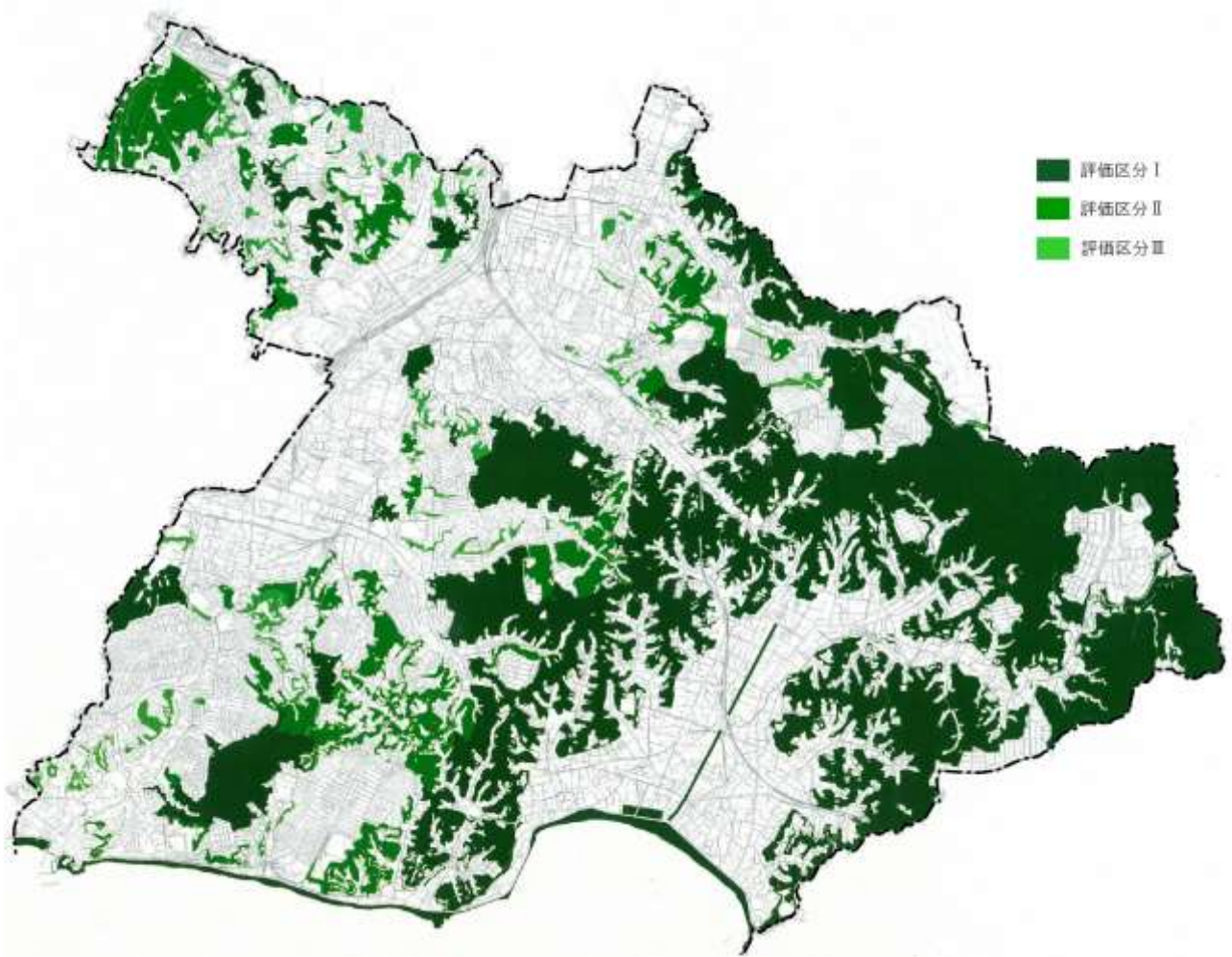


図 I-36 緑の保全評価図

1-7 緑を取り巻く課題

○前項に示した緑の現況や緑に対する市民の意見などから、次のような課題があると考えています。

【緑の現況等】

○緑の量

・全体的な緑の量について大きな変化はなく、重要性の高い緑は各種の緑地保全制度が指定され保全されています。

○都市公園等の整備量

・大規模な都市公園の整備や開発事業に伴う提供公園の供用開始などで、整備量は増加しています。

○機能別の緑の状況

・歴史的建造物や史跡等が周囲の自然的環境に溶け込んで風格ある歴史的風土を形成しています。

・市街地の延焼防止機能を有する多くの緑が存在しており、都市公園の一部は広域避難場所として活用しています。

・樹林地の多くでは、間伐・枝払い等の管理頻度が低下したことで土砂災害や倒木などの危険性が高まっています。

・緑地の存在が二酸化炭素の削減やヒートアイランド化の緩和に貢献しています。

・豊かな自然環境が保全されていますが、管理頻度の低下などによる生物多様性保全の機能の低下がみられます。

・身近な公園について、施設の老朽化や年齢構成の変化等により利用度の低下がみられます。
都市公園に対して、市民から維持管理に対する意見が多く寄せられています。

・山・川・海の自然や住宅地、社寺境内地、景勝地、眺望地点、農地、谷戸などの緑が、魅力ある都市景観の形成に大きく寄与していますが、緑の乏しい市街地もあります。

・良好な居住環境を形成してきた建物敷地や樹林地などの緑は、減少する傾向にあります。

○緑の市民活動

・緑の活動の担い手育成を進めていますが、高齢化等によりボランティア活動のあり方について見直す必要性がでてきています。

○財政状況

・本市の財政状況は厳しさを増しており、さらに深刻化することが予測されています。

【緑を取り巻く課題】

課題-1

・災害リスクの高まりを踏まえた安全安心の確保や生態系保全、温室効果ガスの削減につながる緑の維持管理

課題-2

・公園や緑地の質の向上と、効率的な整備・管理

課題-3

・生活空間の快適性やまちの魅力を高める市街地の緑の充実

課題-4

・市民や民間との連携強化、担い手の育成

課題-5

・財政状況を踏まえた効率的な施策の推進

■緑を取り巻く課題の内容

課題-1

災害リスクの高まりを踏まえた安全安心の確保や生態系保全、環境機能向上に繋がる緑の維持管理

- ・丘陵樹林地については、管理頻度の低下による枯損木の発生や樹木の大径化が進んでいる上に、気象災害の激甚化が加わったことで、土砂災害や倒木などの発生の危険性が増しています。
- ・災害リスクの高まりの中で、今後は安全安心の確保に向けた丘陵樹林地の維持管理を全市的に推進していくことが必要です。
- ・管理頻度の低下が主要因で自然環境が荒廃し、生物の生息・生育環境が大きく変化している状況が見られます。豊かな自然環境を維持するために、自然環境調査やそれに基づく計画的な維持管理を行って、生物多様性機能の保全を図っていく必要があります。
- ・都市の緑には、大気中の二酸化炭素を固定・吸収する効果があり、高木の植栽本数を増やし、既存の高木を適正に管理し健全に成長させることで環境機能を高めることができます。

課題-2

公園や緑地の質の向上と、効率的な整備・管理

- ・本市の都市公園整備量は全国平均を上回る水準に達していますが、施設が老朽化している公園もあります。都市公園は市民に身近な交流活動の場であると同時に、防災、景観形成、暮らしの快適性の向上などの多面的機能を有する重要な社会インフラ施設であり、特にコロナ後の社会環境の変化の中でその存在価値が改めて見直されています。
- ・こうした状況を踏まえ、公園や緑地がそのストック効果を高め、都市のブランドとなるよう、質の向上と効率的な整備・管理を推進していくことが必要です。

課題-3

生活空間の快適性やまちの魅力を高める市街地の緑の充実

- ・本市は豊かな歴史文化や自然資源を有する一方で、緑の少ない市街地が形成されています。
- ・市街地の緑は暮らしと直結した緑であり、中心部に創出される広場や修景効果の高い緑は都市の魅力を高め活性化につながります。
- ・こうした観点から、新しい鎌倉の顔となる大船駅周辺拠点や深沢地域国鉄跡地周辺拠点を中心に、今後のまちづくりや土地利用の変化に合わせて、快適性の向上や魅力アップにつながる緑を創出し、増やしていくことが必要です。

課題-4

市民や民間との連携強化、担い手の育成

- ・確保した緑地の維持管理に対する市民との連携の一環として、緑の活動の第一線の担い手となる緑のレンジャーを育成してきましたが、今後の多面的な連携による緑のまちづくりを推進していくためには、より幅広い担い手と、連携の中心となるコーディネーターの育成が必要です。

課題-5

財政状況を踏まえた効率的な施策の推進

- ・本市の財政状況は、生産年齢人口の減少や高齢化社会の進展などにより、一層深刻化すると予測されています。こうした中で、第2次一括法の施行に伴う事務の移譲により、市の財政負担が大きくなっています。
- ・重要な社会インフラである公園や緑を良好な状態で維持し保全していくためには、計画的な維持管理と、より一層の効率的な施策の推進を図っていくことが必要です。